

学生便覧

藤女子大学大学院

2025



FUJI WOMEN'S
UNIVERSITY

目 次

学年暦	2
大学院の理念・目的	6
研究科・専攻の教育目的	8
大学院のディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)	9
大学院のカリキュラム・ポリシー	10
藤女子大学大学院学則	16
I 教育課程表	
1. ウェルビーイング学専攻	36
2. 人間生活学専攻	37
3. 食環境マネジメント専攻	38
4. 食物栄養学専攻	39
II 修了の要件	42
III 研究指導計画書の作成について	43
IV 修士論文について	
1. 藤女子大学大学院ウェルビーイング学研究科修士論文規程	44
2. 藤女子大学大学院人間生活学研究科修士論文規程	45
3. 修士論文の評価基準	48
4. 修士論文作成スケジュール・モデル	48
5. 修士論文の保存と要旨について	49
V 教職課程履修要項	
1. 取得できる教育職員免許状の種類と免許教科	52
2. 教育職員専修免許状授与の基礎資格と最低修得単位数	52
3. 中学校・高等学校教諭専修免許状取得について	52
4. 栄養教諭専修免許状取得について	54
VI 学生生活に関する事項	
1. 学生証について	58
2. 学費の納入について	58
3. 奨学金について	59
4. ティーチング・アシスタントについて	59
VII 規程	
1. 藤女子大学学位規程	62
2. 藤女子大学大学院科目等履修生規程	64
3. 藤女子大学大学院聴講生規程	65
4. 藤女子大学大学院特別聴講学生規程	66
5. 藤女子大学大学院特別研究生規程	67
6. 藤女子大学大学院長期履修学生規程	68
7. 藤女子大学学生懲戒に関する規程	69
VIII 組織	
1. 研究科長・専攻主任	76
2. 教員名簿	76
3. 事務組織	77
IX 院生研究室	77

ウェルビーイング学研究科/人間生活学研究科

大学院の理念・目的

大学院研究科・専攻の教育目的

大学院のディプロマ・ポリシー

(学位授与の方針)

大学院のカリキュラム・ポリシー

大学院の理念・目的

ウェルビーイング学研究科

ウェルビーイング学研究科の目的は、キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことである。本研究科は、ウェルビーイング学部を基礎とした修士課程であり、「ウェルビーイング学専攻」と「食環境マネジメント専攻」が設けられている。そのため、本研究科は、本学並びに学部の理念・教育目標をさらに高いレベルにおいて具現化することを意図し、次のような教育目標を掲げている。

- 1) 基礎学部であるウェルビーイング学部における研究と教育をさらに高度に発展させ、生命と人間に対する尊厳という価値に導かれた共生社会の理念を実現するために貢献できる人材の育成を目指す。
- 2) 複雑化し多様化した現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことのできる実務家と研究者を養成することを目指す。

こうした目的・教育目標を踏まえ、ウェルビーイング学専攻は、人間そのものの生き方・あり方、人間を取り巻く生活環境、現代的な生活課題である福祉という3つの視点から、研究科の理念・目的を実現する。具体的には、次のような人材の養成を目指している。

- ①より高度な知識・技能を備えた家庭科教員
- ②社会福祉の幅広い現場を支えることのできる人材
- ③広い視野と学識をもって社会で活躍できる人材

食環境マネジメント専攻は、食品の品質、食品の機能と生体の機能、人間の栄養管理という3つの分野において、研究科の理念・目的を実現する。具体的には、次のような人材の養成を目指している。

- ①行政、学校、病院等において指導的、管理的立場に立つ管理栄養士
- ②食品産業において、消費者の立場で食品の品質や安全性などを判断し解決できる技術者・研究者
- ③栄養士養成系大学の教育者・研究者、とくに実験・実習の指導ができる教員

人間生活学研究科

人間生活学研究科の目的は、キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことである。本研究科は、人間生活学部を基礎とした修士課程であり、「人間生活学専攻」と「食物栄養学専攻」が設けられている。そのため、本研究科は、本学並びに学部の理念・教育目標をさらに高いレベルにおいて具現化することを意図し、次のような教育目標を掲げている。

- 3) 基礎学部である人間生活学部における研究と教育をさらに高度に発展させ、生命と人間に対する尊厳という価値に導かれた共生社会の理念を実現するために貢献できる人材の育成を目指す。
- 4) 複雑化し多様化した現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことのできる実務家と研究者を養成することを目指す。

こうした目的・教育目標を踏まえ、人間生活学専攻は、人間そのものの生き方・あり方、人間を取り巻く生活環境、現代的な生活課題である福祉という3つの視点から、研究科の理念・目的を実現する。具体的には、次のような人材の養成を目指している。

- ①より高度な知識・技能を備えた家庭科教員
- ②社会福祉の幅広い現場を支えることのできる人材
- ③広い視野と学識をもって社会で活躍できる人材

食物栄養学専攻は、食品の品質、食品の機能と生体の機能、人間の栄養管理という3つの分野において、研究科の理念・目的を実現する。具体的には、次のような人材の養成を目指している。

- ①行政、学校、病院等において指導的、管理的立場に立つ管理栄養士
- ②食品産業において、消費者の立場で食品の品質や安全性などを判断し解決できる技術者・研究者
- ③栄養士養成系大学の教育者・研究者、とくに実験・実習の指導ができる教員

研究科・専攻の教育目的

ウェルビーイング学研究科

ウェルビーイング学研究科は、生命と人間の尊厳という価値に由来する理念「共生社会」の実現に貢献できる人材の育成を目指し、複雑化・多様化する現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことができる実務家及び実践的研究者を養成することを目的とする。

<ウェルビーイング学専攻>

ウェルビーイング学専攻は、人間の生き方、生活環境及び生活課題としての福祉という3分野を基軸とする研究を行うことを通して、人間生活の多様な側面を深く学修させ、人間生活に関わる創造的かつ科学的な思考方法を教授し、幅広い視野と多様な価値観に培われた人間性豊かな人材を養成することを目的とする。

<食環境マネジメント専攻>

食環境マネジメント専攻は、「食品品質分野」、「生体機能分野」、「栄養管理分野」の各分野で研究を行うことを通して高度化・多様化する食と健康の諸課題に取り組み、健全で快適な人間生活の実現を目指して、教育・研究職、病院、施設、行政、食品関連企業などにおいて、専門的能力を活かして活躍できる人材の養成を目的とする。

人間生活学研究科

人間生活学研究科は、生命と人間の尊厳という価値に由来する理念「共生社会」の実現に貢献できる人材の育成を目指し、複雑化・多様化する現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことができる実務家及び実践的研究者を養成することを目的とする。

<人間生活学専攻>

人間生活学専攻は、人間の生き方、生活環境及び生活課題としての福祉という3分野を基軸とする研究を行うことを通して、人間生活の多様な側面を深く学修させ、人間生活に関わる創造的かつ科学的な思考方法を教授し、幅広い視野と多様な価値観に培われた人間性豊かな人材を養成することを目的とする。

<食物栄養学専攻>

食物栄養学専攻は、「食品品質分野」、「生体機能分野」、「栄養管理分野」の各分野で研究を行うことを通して高度化・多様化する食と健康の諸課題に取り組み、健全で快適な人間生活の実現を目指して、教育・研究職、病院、施設、行政、食品関連企業などにおいて、専門的能力を活かして活躍できる人材の養成を目的とする。

大学院のディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

本研究科は、各専攻のディプロマ・ポリシーに掲げた独自の資質や能力を備えていると認められる者で、所定の単位数を満たし修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、学位を授与する。

ウェルビーイング学研究科

<ウェルビーイング学専攻>

「人間生活」、「生活環境」、「生活福祉」の3分野を基軸として、複雑・多様化する現代社会の諸問題に対する分野横断的な思考方法とより高度な分析・問題解決能力を身につけ、個人や社会のウェルビーイングの実現に貢献できる。

<食環境マネジメント専攻>

「食品品質」、「生体機能」、「栄養管理」の3分野において、一つの分野に偏らない幅広い知識と技術及び専門分野における研究能力を身につけ、食と健康及びそれらを取り巻く環境などさまざまな課題に対応し、個人や社会のウェルビーイングの実現に貢献できる。

人間生活学研究科

<人間生活学専攻>

「人間生活」、「生活環境」、「生活福祉」の3分野を基軸として、複雑・多様化する現代社会の諸問題に対する分野横断的な思考方法とより高度な分析・問題解決能力を身につけ、個人や社会のQOLの向上に貢献できる。

<食物栄養学専攻>

「食品品質」、「生体機能」、「栄養管理」の3分野において、一つの分野に偏らない幅広い知識と技術及び専門分野における研究能力を身につけ、食と健康を取り巻くさまざまな問題に対応し、個人や社会のQOLの向上に貢献できる。

大学院のカリキュラム・ポリシー

本学大学院の教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを実現するために、次のとおり専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、教育を行う。

ウェルビーイング学研究科

<ウェルビーイング学専攻>

本専攻は、所属する分野の特別研究を必修、指導教員が担当する講義及び演習を選択必修科目とし、「人間生活」、「生活環境」、「生活福祉」の3分野の所属する分野以外の各分野の科目を1科目以上選択必修とする分野横断的な履修を必修とする。

- ・ 人間生活分野では、人間理解をさらに深めるために、人間生活と思想、教育・生涯発達、子どもと社会などに関わる科目として、「人間生活学特講」、「人間生活学演習」を配置する。
- ・ 生活環境分野では、環境と調和した生活文化の充実を目指して、自然環境・都市環境、衣・食・住生活環境などに関わる科目として、「生活環境学特講」、「生活環境学演習」を配置する。
- ・ 生活福祉分野では、高齢者・障がい者、児童と福祉、地域福祉、経済と福祉などに関わる科目として、「生活福祉学特講」、「生活福祉学演習」を配置する。

基礎科目では、3分野との連動性を高め専門分野での研究を支え、生活上の課題を解決し生活者としてのウェルビーイングを探究することを目指す科目として、「ウェルビーイング学特講」を配置する。

さらに必要に応じて、他専攻および他大学院の授業科目を履修することができる。以上の教育課程を履修し、「特別研究」として修士の学位論文を必修とする。

<食環境マネジメント専攻>

本専攻は、必修科目を「食環境とウェルビーイング概論」、指導教員の特論と演習、「食物栄養学研究法」、「特別研究」とする。また、3分野を横断的に履修することを必修とする。

- ・ 食品品質分野では、有用微生物や食品成分・物性による健康機能を解明するための科目として、「食品品質学特論」、「食品品質学演習」、「食品加工機能学特論」を配置す

る。

- ・ 生体機能学分野では、エネルギー代謝などに関わる酵素群の調節機構や非栄養成分による生体調節機構、遺伝的要因の関与による個人差に応じた栄養学を習得できる科目として、「生体機能学特論」、「生体機能学演習」を配置する。
- ・ 栄養管理分野では、各ライフステージにおける個人・集団の栄養を人間生活全体としてとらえ、QOLの向上をめざして、臨床あるいは栄養教育など実践的な栄養管理・指導方法に関する科目として、「公衆栄養学特論」、「公衆栄養学演習」、「栄養管理学特論」、「栄養管理学演習」を配置する。

基礎科目では、専門分野での実践と研究を支える科目を開設し、栄養学や統計学の基礎理論を身につけ、主体的に探究し研究する方法を学ぶために、「食物栄養学概論」や「栄養統計学概論」を配置する。

さらに必要に応じて、他専攻および他大学院の授業科目を履修することができる。以上の教育課程を履修し、「特別研究」として修士の学位論文を必修とする。

人間生活学研究科

<人間生活学専攻>

本専攻は、開設科目を「人間生活」、「生活環境」、「生活福祉」の3分野として、分野横断的な履修を必修とする。

- ・ 生活主体としての人間理解をさらに深めるために、人間生活と思想、教育・生涯発達、子どもと社会、地域環境などに関わる科目を配置した人間生活分野
- ・ 環境と調和した生活文化の充実をめざして、自然環境・都市環境、衣・食・住生活環境などに関わる科目を配置した生活環境分野
- ・ 高齢者・障がい者・児童と福祉、地域福祉、経済と福祉などの視点から人間生活の質的向上に焦点をあてる生活福祉分野

さらに必要に応じて、他専攻および他大学院の授業科目を履修することができる。

以上の教育課程を履修し、「特別研究」として修士の学位論文を必修とする。

<食物栄養学専攻>

本専攻は、開設科目を「食品品質」、「生体機能」、「栄養管理」の3分野として、分野横断的な履修を必修とする。さらに3分野に共通して「基礎科目」と「共通科目」を開講する。

- ・有用微生物や食品成分・物性による健康機能を解明するため、食品構成成分や調理加工特性、人体への機能性や作用などに関わる科目を配置した食品品質分野
- ・エネルギー代謝などに関わる酵素群の調節機構や非栄養成分による生体調節機構、遺伝的要因の関与による個人差に応じた栄養学（テーラーメイド栄養学）についての最新の知見、および高度な知識・技術を習得できる生体機能分野
- ・各年代における個人・集団の栄養を人間生活全体としてとらえ QOL の向上をめざして、臨床あるいは栄養教育など実践的な栄養管理・指導方法に関する科目を配置した栄養管理分野

さらに必要に応じて、他専攻および他大学院の授業科目を履修することができる。

以上の教育課程を履修し、「特別研究」として修士の学位論文を必修とする。

藤女子大学大学院学則

○藤女子大学大学院学則

第1章 総則

(設置)

第1条 藤女子大学学則第1条の2に基づき、藤女子大学に大学院を置き、これを「藤女子大学大学院」(以下「本大学院」という。)と称する。

(目的)

第2条 本大学院は、キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養うことを目的とする。

(自己点検・評価等)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、次の活動等を行う。

- (1) 教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- (2) ファカルティ・ディベロップメント(教員が教育の質的向上を図るために組織的に取り組む活動をいう。)を実施する。

2 前項の点検及び評価等の実施に関する基本的事項は、別に定める。

(課程)

第4条 本大学院の課程は、修士課程とする。

(標準修業年限)

第5条 本大学院の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、別に定めるところにより、当該学生(以下「長期履修学生」という。)の標準修業年限を3年又は4年とすることを認めることができる。

(在学期間の上限)

第6条 本大学院の在学期間は、休学期間を除き4年を限度とする。ただし、長期履修学生の在学期間は、休学期間を除き6年を限度とする。

(研究科及び専攻)

第7条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

研 究 科	専 攻
ウェルビーイング学研究科	ウェルビーイング学専攻 食環境マネジメント専攻
人間生活学研究科	人間生活学専攻 食物栄養学専攻

(研究科及び専攻の目的)

第7条の2 ウェルビーイング学研究科は、生命と人間の尊厳という価値に由来する理念「共生社会」の実現に貢献できる人材の育成を目指し、複雑化・多様化する現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことができる実務家及び実践的研究者を養成することを目的とする。

- (1) ウェルビーイング学専攻は、人間の生き方、生活環境及び生活課題としての福祉という3分野を基軸とする研究を行うことを通して、人間生活の多様な側面を深く学修させ、人間生活に関わる創造的かつ科学的な思考方法を教授し、幅広い視野と多様な価値観に培われた人間性豊かな人材を養成することを目的とする。
- (2) 食環境マネジメント専攻は、「食品品質分野」、「生体機能分野」、「栄養管理分野」の各分野で研究を行うことを通して高度化・多様化する食と健康の諸課題に取り組み、健全で快適な人間生活の実現を目指して、教育・研究職、病院、施設、行政、食品関連企業などにおいて、専門的能力を活かして活躍できる人材の養成を目的とする。

第7条の3 人間生活学研究科は、生命と人間の尊厳という価値に由来する理念「共生社会」の実現に貢献できる人材の育成を目指し、複雑化・多様化する現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことができる実務家及び実践的研究者を養成することを目的とする。

- (1) 人間生活学専攻は、人間の生き方、生活環境及び生活課題としての福祉という3分野を基軸とする研究を行うことを通して、人間生活の多様な側面を深く学修させ、人間生活に関わる創造的かつ科学的な思考方法を教授し、幅広い視野と多様な価値観に培われた人間性豊かな人材を養成することを目的とする。
- (2) 食物栄養学専攻は、「食品品質分野」、「生体機能分野」、「栄養管理分野」の各分野で研究を行うことを通して高度化・多様化する食と健康の諸課題に取り組み、健全で快適な人間生活の実現を目指して、教育・研究職、病院、施設、行政、食品関連企業などにおいて、専門的能力を活かして活躍できる人材の養成を目的とする。

(定員)

第8条 研究科の入学定員及び収容定員並びに所在地は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員	所在地
ウェルビーイング学研究科	ウェルビーイング学専攻	8名	16名	石狩市花川南4条5丁目7番地
	食環境マネジメント専攻	8名	16名	
人間生活学研究科	人間生活学専攻	-	-	
	食物栄養学専攻	-	-	

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第9条 本大学院の学年は、4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とする。

(休業日)

第10条 本大学院の休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 本学創立記念日（9月28日）
- (4) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (5) 冬季休業 12月16日から翌年1月15日まで
- (6) 春季休業 3月20日から3月31日まで

2 休業日については、必要と認める場合に変更することがある。

第3章 教員及び運営組織

(研究科長)

第11条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行う教授をもって充てる。

3 研究科長は、研究科委員会の推薦に基づき、学長が任命する。

(研究科委員会)

第12条 本大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、本大学院の授業を担当する専任の教員をもって構成する。

3 研究科委員会は、本大学院の教育研究に関する重要事項を審議する。

4 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻)

第13条 研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に専攻主任を置く。

2 各専攻の運営に関する事項は、当該専攻が別に定める。

(事務組織)

第14条 本大学院に関する事務を処理するために、必要な事務組織を置く。

第4章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育方法)

第15条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び指導教員による研究指導によって行う。

2 授業科目及び単位数は、別表第1に定める。

3 研究指導に関する細目は、別に定める。

(教育方法の特例)

第15条の2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第16条 本大学院を修了するためには、学生は別表第2に定める科目及び単位を履修しなければならない。

2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、8単位を超えない範囲で他の専攻の授業科目を履修させ、これを修了要件単位のうちに含めることができる。

(成績の評価)

第16条の2 授業科目の成績の評価は、A+(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、F(59点以下)とし、A+、A、B及びCを合格とする。

(他の大学院等における授業科目の履修と単位認定)

第17条 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学

院等を含む。)の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により修得した単位は、合計10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

- 第18条 本大学院を修了するためには、2年以上在学し、第16条に定める授業科目及び単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の場合において、研究科委員会が修士課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
 - 3 修士論文の評価基準は、別に定める。

(学位論文の審査)

- 第19条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において別に定める審査委員会で行い、その判定は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会が決定する。

(課程修了の認定)

- 第20条 課程修了の認定は、研究科委員会の具申を経て、学長が行う。

(学位の授与)

- 第21条 本大学院を修了した者に対しては、修士の学位を授与する。
- 2 前項の規定により授与する修士の学位は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学 位
ウェルビーイング学研究科	ウェルビーイング学専攻	修士(人間生活学)
	食環境マネジメント専攻	修士(食物栄養学)
人間生活学研究科	人間生活学専攻	修士(人間生活学)
	食物栄養学専攻	修士(食物栄養学)

(教育職員免許状)

- 第22条 本大学院において、教育職員免許状(中学校専修及び高等学校専修)を取得しようとする者は、授業科目中より教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。ただし、各々に該当する一種普通免許状の取得資格を有する者に限る。
- 2 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
ウェルビーイング学研究科	ウェルビーイング学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	食環境マネジメント専攻	栄養教諭専修免許状	
人間生活学研究科	人間生活学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	食物栄養学専攻	栄養教諭専修免許状	

第6章 入学、休学、復学、退学、再入学、留学及び除籍

(入学資格)

第23条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) その他、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第24条 入学時期は、毎学年の始めとする。ただし、研究科委員会が十分な理由があると認めるときは、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができる。

(入学の出願)

第25条 入学志願者は、所定の入学願書等に検定料を添付して提出しなければならない。

(入学者の決定)

第26条 入学志願者に対しては、別に定める入学試験を行う。

第27条 入学試験の結果合格した者は、別に定める入学の手続きを取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第28条 病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学することができないときは、保証人連署の上、休学を願い出ることができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命じることがある。

(休学期間)

第29条 休学の期間は、当該年度を超えることはできない。なお、引続き休学を希望する場合は、あらかじめ休学願を提出しなければならない。ただし、休学期間は通算2年を超えることはできない。

2 休学期間は第18条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中においても、その事由が消滅した場合は、復学を願い出ることができる。

(退学)

第31条 退学を希望する者は、保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。

(再入学)

第32条 退学した者が再入学を願い出た場合、研究科委員会において審査の上、学長がこれを許可することができる。

(留学)

第33条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、外国の大学院又はこれに相当する教育・研究機

関等に留学することができる。

- 2 留学の期間は1年とし、これを延長する必要がある場合は、1年ごとに申請するものとする。ただし、留学期間は、原則として2年を超えることはできない。
- 3 留学期間中、外国の大学院において取得した単位については、第17条の規定を準用する。

(除籍)

第34条 次に該当する者は、除籍する。

- (1) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第6条の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (3) 学生納付金を納付期日を過ぎて督促して、なお納付しなかった者

第7章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第35条 本大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目等の履修を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可し、履修科目の単位を認定することができる。

(聴講生)

第36条 本大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目等の聴講を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

(特別聴講学生)

第36条の2 他の大学院の学生で、本大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目等の履修を希望する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可し、履修科目の単位を認定することができる。

- 2 特別聴講学生に関する規定は別に定める。

(特別研究生)

第37条 本大学院において、特定の課題について研究指導を受けることを希望する者があるときは、選考の上、特別研究生として入学を許可することができる。

- 2 特別研究生となることのできる者は、本大学院学則第23条の資格を有する者及び他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき認められた当該大学院に在籍するものとする。
- 3 特別研究生の期間は、1年以内とする。ただし、審査の上、期間延長を許可することができる。

(委託生)

第38条 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定科目について修学を委託される者があるときは、選考の上、委託生としてこれを許可することができる。

(外国人留学生)

第39条 本大学院に、外国人留学生として入学を志願する者には、別に定めるところにより選考の上、入学を許可することができる。

第8章 入学検定料及び学生納付金

(学生納付金等)

第40条 入学検定料及び学生納付金については、別表第2及び別表第3の定めるところによる。ただし、長期履修学生に係る学生納付金については、別表第4の定めるところによる。

2 休学する者には、前期または後期の全期間にわたる場合に各期につき50,000円の在籍料を徴収する。ただし、第41条第1項のただし書きに該当する者は除く。

(学生納付金の減免等)

第41条 所定の期日までに休学願を提出した場合に限り、休学期間中の授業料は徴収しない。ただし、学期の中途において休学もしくは復学した者は、その全期間の授業料を徴収する。

2 学年の途中で退学する者は、学生納付金を納付しなければならない。ただし、所定の期日までに退学願を提出した場合に限り、その期間の学生納付金を徴収しない。

3 修了延期者の授業料その他の納付金は、別に定める。

第42条 いったん納入した入学検定料、学生納付金は返還しない。

第43条 成績優秀、品行方正にして、経済的援助を必要とする学生に対し、入学後の授業料の全部又は一部を免除し、または貸与することがある。

第9章 懲戒

(懲戒)

第44条 本大学院学則に違反し、その他学生の本分にもとる行為をなした者は、研究科委員会の具申を経て、学長がその軽重によりこれを懲戒処分とすることができる。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。ただし、退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 正当の理由がなくして欠席が長期にわたる者

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2004年4月1日から施行する。

2 2004年3月31日に人間生活学研究科人間生活学専攻に在学する者にかかる授業科目については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

2 2006年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 2007年3月31日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、２００８年４月１日から施行する。
- 2 ２００８年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、２００９年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、２０１１年４月１日から施行する。
- 2 ２０１１年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、２０１２年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、２０１３年４月１日から施行する。
- 2 ２０１３年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、２０１４年４月１日から施行する。
- 2 ２０１４年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、２０１５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、２０１６年４月１日から施行する。
- 2 ２０１６年３月３１日に在学する者にかかる授業科目の成績の評価については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、２０１７年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、２０１８年４月１日から施行する。
- 2 ２０１８年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、２０２０年４月１日から施行する。
- 2 ２０２０年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、２０２２年４月１日から施行する。
- 2 ２０２２年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、２０２３年４月１日から施行する。
- 2 ２０２３年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、２０２４年４月１日から施行する。
- 2 ２０２４年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、２０２５年３月２２日から施行する。
- 2 ２０２５年３月３１日まで休学する者については、第４０条は従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、２０２５年４月１日から施行する。
- 2 ２０２５年３月３１日に在学する者にかかる授業科目及び履修単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 各学部各学科の収容定員は第８条の規定にかかわらず、２０２５年度は次のとおり定める。

年度	研究科	ウェルビーイング学研究科		人間生活学研究科	
	専攻	ウェルビーイング学専攻	食環境マネジメント専攻	人間生活学専攻	食物栄養学専攻
２０２５年度		８名	８名	８名	８名

別表第1-1 ウェルビーイング学研究科 授業科目

(1) ウェルビーイング学専攻

区分	授 業 科 目	開設単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
基 礎	ウェルビーイング学特講	2		2	
人 間 生 活 分 野	人間生活学特講Ⅰ(人間生活学概論)	2		2	
	人間生活学特講Ⅱ(生活と教育)	2		2	
	人間生活学特講Ⅲ(生活と思想)	4		4	
	人間生活学特講Ⅳ(生涯発達と学習)	4		4	
	人間生活学特講Ⅴ(子どもと社会)	2		2	
	人間生活学特講Ⅵ(発達心理)	2		2	
	人間生活学特講Ⅶ(運動と健康)	2		2	
	人間生活学演習Ⅰ	4		4	
	人間生活学演習Ⅱ	4		4	
	人間生活学演習Ⅲ	4		4	
	人間生活学演習Ⅳ	4		4	
生 活 環 境 分 野	生活環境学特講Ⅰ(都市環境論Ⅰ)	2		2	
	生活環境学特講Ⅱ(都市環境論Ⅱ)	2		2	
	生活環境学特講Ⅲ(生活環境論)	4		4	
	生活環境学特講Ⅳ(家族と生活文化)	4		4	
	生活環境学特講Ⅴ(人間生活と食文化)	2		2	
	生活環境学特講Ⅵ(人間生活と衣文化)	2		2	
	生活環境学演習Ⅰ	4		4	
	生活環境学演習Ⅱ	4		4	
	生活環境学演習Ⅲ	4		4	
生 活 福 祉 分 野	生活福祉学特講Ⅰ(障害と福祉Ⅰ)	2		2	
	生活福祉学特講Ⅱ(障害と福祉Ⅱ)	2		2	
	生活福祉学特講Ⅲ(医療と福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅳ(地域福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅴ(経済と福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅵ(子どもと福祉)	2		2	
	生活福祉学演習Ⅰ	4		4	
	生活福祉学演習Ⅱ	4		4	
	生活福祉学演習Ⅲ	4		4	
特別研究		6	6		
計		100	6	94	

(2) 食環境マネジメント専攻

区分	授 業 科 目	開設単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
科 基 目 礎	食物栄養学概論	2		2	
	栄養統計学概論	2		2	
食 品 品 質 分 野	食品品質学特論Ⅰ	2		2	
	食品品質学演習Ⅰ	4		4	
	食品品質学特論Ⅱ	2		2	
	食品品質学演習Ⅱ	4		4	
	食品品質学特論Ⅲ	2		2	
	食品品質学演習Ⅲ	4		4	
	食品加工機能学特論	2		2	
生 体 機 能 分 野	生体機能学特論Ⅰ	2		2	
	生体機能学演習Ⅰ	4		4	
	生体機能学特論Ⅱ	2		2	
	生体機能学演習Ⅱ	4		4	
	生体機能学特論Ⅲ	2		2	
	生体機能学演習Ⅲ	4		4	
栄 養 管 理 分 野	公衆栄養学特論Ⅰ	2		2	
	公衆栄養学演習Ⅰ	4		4	
	公衆栄養学特論Ⅱ	2		2	
	公衆栄養学演習Ⅱ	4		4	
	公衆栄養学特論Ⅲ	2		2	
	栄養管理学特論Ⅰ	2		2	
	栄養管理学演習Ⅰ	4		4	
	栄養管理学特論Ⅱ	2		2	
	栄養管理学演習Ⅱ	4		4	
	栄養管理学特論Ⅲ	2		2	
	栄養管理学特論Ⅳ	2		2	
共通	食環境とウェルビー イング概論	4	4		
	食物栄養学研究法	4	4		
	特 別 研 究	6	6		
	計	86	14	72	

別表第1-2 人間生活学研究科 授業科目

(1) 人間生活学専攻

区分	授 業 科 目	開設単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
人間生活分野	人間生活学特講Ⅰ(人間生活学概論)	2		2	
	人間生活学特講Ⅱ(生活と教育)	2		2	
	人間生活学特講Ⅲ(生活と思想)	4		4	
	人間生活学特講Ⅳ(生涯発達と学習)	4		4	
	人間生活学特講Ⅴ(子どもと社会)	2		2	
	人間生活学特講Ⅵ(子どもと教育)	2		2	
	人間生活学特講Ⅶ(発達心理)	2		2	
	人間生活学特講Ⅷ(運動と健康)	2		2	
	人間生活学演習Ⅰ	4		4	
	人間生活学演習Ⅱ	4		4	
	人間生活学演習Ⅲ	4		4	
	人間生活学演習Ⅳ	4		4	
生活環境分野	生活環境学特講Ⅰ(都市環境論Ⅰ)	2		2	
	生活環境学特講Ⅱ(都市環境論Ⅱ)	2		2	
	生活環境学特講Ⅲ(生活環境論)	4		4	
	生活環境学特講Ⅳ(家族と生活文化)	4		4	
	生活環境学特講Ⅴ(人間生活と食文化)	2		2	
	生活環境学特講Ⅵ(人間生活と衣文化)	2		2	
	生活環境学演習Ⅰ	4		4	
	生活環境学演習Ⅱ	4		4	
	生活環境学演習Ⅲ	4		4	
生活福祉分野	生活福祉学特講Ⅰ(障害と福祉Ⅰ)	2		2	
	生活福祉学特講Ⅱ(障害と福祉Ⅱ)	2		2	
	生活福祉学特講Ⅲ(医療と福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅳ(地域福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅴ(経済と福祉)	4		4	
	生活福祉学特講Ⅵ(子どもと福祉)	2		2	
	生活福祉学演習Ⅰ	4		4	
	生活福祉学演習Ⅱ	4		4	
	生活福祉学演習Ⅲ	4		4	
特別研究		6	6		
計		100	6	94	

(2) 食物栄養学専攻

区分	授 業 科 目	開設単位数	必修単位数	選択単位数	備 考
科目基礎	食物栄養学概論	2		2	
	栄養統計学概論	2		2	
食品品質分野	食品品質学特論Ⅰ	2		2	
	食品品質学演習Ⅰ	4		4	
	食品品質学特論Ⅱ	2		2	
	食品品質学演習Ⅱ	4		4	
	食品品質学特論Ⅲ	2		2	
	食品品質学演習Ⅲ	4		4	
	食品加工機能学特論	2		2	
生体機能分野	生体機能学特論Ⅰ	2		2	
	生体機能学演習Ⅰ	4		4	
	生体機能学特論Ⅱ	2		2	
	生体機能学演習Ⅱ	4		4	
	生体機能学特論Ⅲ	2		2	
	生体機能学演習Ⅲ	4		4	
栄養管理分野	公衆栄養学特論Ⅰ	2		2	
	公衆栄養学演習Ⅰ	4		4	
	公衆栄養学特論Ⅱ	2		2	
	公衆栄養学演習Ⅱ	4		4	
	公衆栄養学特論Ⅲ	2		2	
	栄養管理学特論Ⅰ	2		2	
	栄養管理学演習Ⅰ	4		4	
	栄養管理学特論Ⅱ	2		2	
	栄養管理学演習Ⅱ	4		4	
	栄養管理学特論Ⅲ	2		2	
	栄養管理学特論Ⅳ	2		2	
共通	食物栄養学総合講義	4	4		
	食物栄養学研究法	4	4		
	特 別 研 究	6	6		
	計	86	14	72	

別表第2-1 ウェルビーイング学研究科 履修方法と修了必要単位数

(1) ウェルビーイング学専攻

区分	所属する分野	所属する分野以外	特別研究
必修単位			6単位 (*1)
選択必修単位	6単位以上 (*2)	4単位以上 (*3)	
選択単位	14単位以上 (*4)		
修了必要単位数合計	30単位以上		

*1 所属する分野の特別研究を必修とする。

*2 指導教員が担当する講義及び演習を選択必修とする。

*3 所属する分野以外の各分野の科目を1科目以上選択必修とする。

*4 他の専攻の授業科目は、8単位を超えない範囲で選択単位として算入できる。

また、他の大学の大学院等で修得した単位は10単位まで選択単位として算入できる。

(2) 食環境マネジメント専攻

区分	所属する分野	所属する分野以外	食物栄養学 研究法	特別研究
必修単位		4単位	4単位 (*1)	6単位 (*1)
選択必修単位	6単位以上 (*2)	6単位以上 (*3)		
選択単位	4単位以上 (*4)			
修了必要単位数合計	30単位以上			

*1 指導教員が担当する特別研究と食物栄養学研究法を必修とする。

*2 指導教員が担当する講義及び演習1科目を選択必修とする。

*3 所属する分野以外の各分野の科目を1科目以上選択必修とする。

*4 他の専攻の授業科目は、8単位を超えない範囲で選択単位として算入できる。

また、他の大学の大学院等で修得した単位は10単位まで選択単位として算入できる。

別表第2-2 人間生活学研究科 履修方法与修了必要単位数

(1) 人間生活学専攻

区分	所属する分野	所属する分野以外	特別研究
必修単位			6 単位 (*1)
選択必修単位	6 単位以上 (*2)	4 単位以上 (*3)	
選択単位	1 4 単位以上 (*4)		
修了必要単位数合計	3 0 単位以上		

*1 所属する分野の特別研究を必修とする。

*2 指導教員が担当する講義及び演習を選択必修とする。

*3 所属する分野以外の各分野の科目を1科目以上選択必修とする。

*4 他の専攻の授業科目は、8単位を超えない範囲で選択単位として算入できる。

また、他の大学の大学院等で修得した単位は10単位まで選択単位として算入できる。

(2) 食物栄養学専攻

区分	所属する分野	所属する分野以外	食物栄養学 研究法	特別研究
必修単位		4 単位	4 単位 (*1)	6 単位 (*1)
選択必修単位	6 単位以上 (*2)	6 単位以上 (*3)		
選択単位	4 単位以上 (*4)			
修了必要単位数合計	3 0 単位以上			

*1 指導教員が担当する特別研究と食物栄養学研究法を必修とする。

*2 指導教員が担当する講義及び演習1科目を選択必修とする。

*3 所属する分野以外の各分野の科目を1科目以上選択必修とする。

*4 他の専攻の授業科目は、8単位を超えない範囲で選択単位として算入できる。

また、他の大学の大学院等で修得した単位は10単位まで選択単位として算入できる。

別表第3 入学検定料

検 定 料	30,000 円
-------	----------

別表第4 授業料その他の納付金

年度	学部・学科		学 年	費	目	備 考
2025 年度 学生 納付金 一覧	ウェルビーイング学 研究科	ウェルビーイング学専攻	1 年次	入学申込金 授業料（年額） 教育充実費（年額）	100,000 円 700,000 円 100,000 円	本学の卒業生については、入学 申込金を免除する。
			2 年次	授業料（年額） 教育充実費（年額）	700,000 円 100,000 円	
		食環境マネジメント専攻	1 年次	入学申込金 授業料（年額） 教育充実費（年額）	100,000 円 700,000 円 200,000 円	
			2 年次	授業料（年額） 教育充実費（年額）	700,000 円 200,000 円	
	人間生活学 研究科	人間生活学専攻	1 年次	入学申込金 授業料（年額） 教育充実費（年額）	100,000 円 700,000 円 100,000 円	
			2 年次	授業料（年額） 教育充実費（年額）	700,000 円 100,000 円	
		食物栄養学専攻	1 年次	入学申込金 授業料（年額） 教育充実費（年額）	100,000 円 700,000 円 200,000 円	
			2 年次	授業料（年額） 教育充実費（年額）	700,000 円 200,000 円	

別表第5 長期履修学生に係る授業料その他の納付金

年度	研究科	専攻	履修計画年数	学 年	費 目	備 考
2025 年度学生納付金一覧	ウェルビーイング学研究科	ウェルビーイング学専攻	3 年	1 年次	入学申込金 100,000 円 授業料 (年額) 470,000 円 教育充実費 (年額) 70,000 円 合 計 640,000 円	本学の卒業生については、入学申込金を免除する。
				2 年次	授業料 (年額) 470,000 円 教育充実費 (年額) 70,000 円 合 計 540,000 円	
				3 年次	授業料 (年額) 460,000 円 教育充実費 (年額) 60,000 円 合 計 520,000 円	
			4 年	1 年次	入学申込金 100,000 円 授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 50,000 円 合 計 500,000 円	
				2 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 50,000 円 合 計 400,000 円	
				3 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 50,000 円 合 計 400,000 円	
				4 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 50,000 円 合 計 400,000 円	
		食環境マネジメント専攻	3 年	1 年次	入学申込金 100,000 円 授業料 (年額) 470,000 円 教育充実費 (年額) 140,000 円 合 計 710,000 円	
				2 年次	授業料 (年額) 470,000 円 教育充実費 (年額) 140,000 円 合 計 610,000 円	
				3 年次	授業料 (年額) 460,000 円 教育充実費 (年額) 120,000 円 合 計 580,000 円	
			4 年	1 年次	入学申込金 100,000 円 授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 100,000 円 合 計 550,000 円	
				2 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 100,000 円 合 計 450,000 円	
				3 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 100,000 円 合 計 450,000 円	
				4 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 100,000 円 合 計 450,000 円	

年度	研究科	専攻	履修計画年数	学 年	費 目	備 考
2025 年度学生納付金一覧	人間生活学研究科	人間生活学専攻	3 年	1 年次	入学申込金 100,000 円 授業料 (年額) 470,000 円 教育充実費 (年額) 70,000 円 合 計 640,000 円	本学の卒業生については、入学申込金を免除する。
				2 年次	授業料 (年額) 470,000 円 教育充実費 (年額) 70,000 円 合 計 540,000 円	
				3 年次	授業料 (年額) 460,000 円 教育充実費 (年額) 60,000 円 合 計 520,000 円	
			4 年	1 年次	入学申込金 100,000 円 授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 50,000 円 合 計 500,000 円	
				2 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 50,000 円 合 計 400,000 円	
				3 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 50,000 円 合 計 400,000 円	
				4 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 50,000 円 合 計 400,000 円	
		食物栄養学専攻	3 年	1 年次	入学申込金 100,000 円 授業料 (年額) 470,000 円 教育充実費 (年額) 140,000 円 合 計 710,000 円	
				2 年次	授業料 (年額) 470,000 円 教育充実費 (年額) 140,000 円 合 計 610,000 円	
				3 年次	授業料 (年額) 460,000 円 教育充実費 (年額) 120,000 円 合 計 580,000 円	
			4 年	1 年次	入学申込金 100,000 円 授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 100,000 円 合 計 550,000 円	
				2 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 100,000 円 合 計 450,000 円	
				3 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 100,000 円 合 計 450,000 円	
				4 年次	授業料 (年額) 350,000 円 教育充実費 (年額) 100,000 円 合 計 450,000 円	

I 教育課程表

1. ウェルビーイング学専攻
2. 人間生活学専攻
3. 食環境マネジメント専攻
4. 食物栄養学専攻

I 教育課程表

授業科目のナンバリングについて

(1) ナンバリングとは

授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系的性を明示する仕組みです。履修順序等が明確になるので、計画的な学修に役立ててください。

(2) 付番基準

科目に付番した番号を「ナンバリングコード」と呼び、10桁の数字、アルファベットから構成されています。

例：ABC－D－5－12345
 ① ② ③ ④

① 専攻

HLS：人間生活学専攻
 WBS：ウェルビーイング学専攻
 FSN：食物栄養学専攻
 FEM：食環境マネジメント専攻

② 授業形態

L：講義
 S：演習
 X：その他

③ 大学院の科目は5

④ 科目No.

h0000：人間生活学専攻専門科目、
 ウェルビーイング学専攻専門科目
 s0000：食物栄養学専攻専門科目、
 食環境マネジメント専攻専門科目

1. ウェルビーイング学専攻（2025年度入学生に適用）

科目 コード	ナンバリング	他専攻 受入れ	他大学 院受入 れ	遠隔 授業 対応	分野	授業科目	単位数		開講学年・週時数				担 当 者	教職	備 考
							必修	選択	1		2				
									前	後	前	後			
h0001	WBS-L-5-h0001	△	△	△	基礎 科目	ウェルビーイング学特講		2	2				庄井 良信	○	隔年（2025年度開講）
h0111	WBS-L-5-h0111	△	△	△		人間生活学特講Ⅰ（人間生活学概論）		2	2				岡崎 由佳子 田中 宏実 長尾 順子	○	
h0201	WBS-L-5-h0201	△	△	△		人間生活学特講Ⅱ（生活と教育）		2		2			伊井 義人	○	
h0511	WBS-L-5-h0511	△	△	△		人間生活学特講Ⅲ（生活と思想）		4	2	2			内田 博		
h0611	WBS-L-5-h0611	△	×	×		人間生活学特講Ⅳ（生涯発達と学習）		4	2	2			新川 貴紀	○	
h0711	WBS-L-5-h0711	△	△	△		人間生活学特講Ⅴ（子どもと社会）		2		○			船木 幸弘	○	
h0841	WBS-L-5-h0841	△	△	△		人間生活学特講Ⅵ（発達心理）		2		○			青木 直子	○	
h0851	WBS-L-5-h0851	△	△	△		人間生活学特講Ⅶ（運動と健康）		2		○			木本 理可	○	
h0311	WBS-S-5-h0311	△	×	△		人間生活学演習Ⅰ		4	2	2			伊井 義人	○	
h0351	WBS-S-5-h0351	△	×	△		人間生活学演習Ⅱ		4	2	2			庄井 良信	○	
h0371	WBS-S-5-h0371	△	△	△		人間生活学演習Ⅲ		4	2	2			青木 直子	○	
h0381	WBS-S-5-h0381	△	△	△	人間生活学演習Ⅳ		4	2	2			木本 理可	○		
h1101	WBS-L-5-h1101	△	△	△	生活 環境 分野	生活環境学特講Ⅰ（都市環境論Ⅰ）		2	2			田中 宏実	○	2025年度開講せず 隔年（2026年度開講）	
h1201	WBS-L-5-h1201	△	×	×		生活環境学特講Ⅱ（都市環境論Ⅱ）		2		2		田中 宏実	○		
h1401	WBS-L-5-h1401	△	×	×		生活環境学特講Ⅲ（生活環境論）		4	2	2		松島 肇			
h1601	WBS-L-5-h1601	△	△	△		生活環境学特講Ⅳ（家族と生活文化）		4	2	2		木脇 奈智子	○		
h1701	WBS-L-5-h1701	△	△	△		生活環境学特講Ⅴ（人間生活と食文化）		2		2		岡崎 由佳子	○		
h1801	WBS-L-5-h1801	△	△	△		生活環境学特講Ⅵ（人間生活と衣文化）		2		2		長尾 順子	○		
h1301	WBS-S-5-h1301	△	×	×		生活環境学演習Ⅰ		4	2	2		田中 宏実	○		
h1501	WBS-S-5-h1501	△	×	△		生活環境学演習Ⅱ		4	2	2		木脇 奈智子	○		
h1511	WBS-S-5-h1511	△	×	△		生活環境学演習Ⅲ		4	2	2		岡崎 由佳子	○		
h2101	WBS-L-5-h2101	△	△	△		生活福祉学特講Ⅰ（障害と福祉Ⅰ）		2	2			若狭 重克			
h2201	WBS-L-5-h2201	△	△	△		生活福祉学特講Ⅱ（障害と福祉Ⅱ）		2		2		大友 芳恵			
h2401	WBS-L-5-h2401	△	△	△	生活福祉学特講Ⅲ（医療と福祉）		4	2	2		丸山 正三				
h2611	WBS-L-5-h2611	△	△	×	生活福祉学特講Ⅳ（地域福祉）		4	2	2		船木 幸弘				
h2701	WBS-L-5-h2701	△	△	△	生活福祉学特講Ⅴ（経済と福祉）		4	2	2		内田 博				
h2801	WBS-L-5-h2801	△	△	×	生活福祉学特講Ⅵ（子どもと福祉）※		2	○			船木 幸弘		隔年（2026年度開講）		
h2802	WBS-L-5-h2802	△	△	△							崔 敏奎				
h2301	WBS-S-5-h2301	△	×	△	生活福祉学演習Ⅰ		4	2	2		若狭 重克		2025年度開講せず		
h2501	WBS-S-5-h2501	△	×	△	生活福祉学演習Ⅱ		4	2	2		未定				
h2601	WBS-S-5-h2601	△	×	△	生活福祉学演習Ⅲ		4	2	2		大友 芳恵				
h3101	WBS-X-5-h3101	×	×	△	特別研究※	6			○		庄井 良信			人間生活分野 生活環境分野 生活福祉分野	
h3102	WBS-X-5-h3102	×	×	△							青木 直子				
h3103	WBS-X-5-h3103	×	×	△							木本 理可				
h3104	WBS-X-5-h3104	×	×	△							岡崎 由佳子				
h3106	WBS-X-5-h3106	×	×	△							田中 宏実				
h3107	WBS-X-5-h3107	×	×	△							若狭 重克				
h3109	WBS-X-5-h3109	×	×	△							大友 芳恵				

※担当者を選択（複数担当者の履修登録不可）

2. 人間生活学専攻（2024年度入学生に適用）

科目 コード	ナンバリング	他専攻 受入れ	他大学 院受入 れ	遠隔 授業 対応	分野	授業科目	単位数		開講学年・週時数				担 当 者	教職	備 考		
							必修	選択	1		2						
									前	後	前	後					
h0111	HLS-L-5-h0111	△	△	△	人間生活分野	人間生活学特講Ⅰ（人間生活学概論）		2	2				岡崎 由佳子 田中 宏実 長尾 順子	○	隔年（2025年度開講）		
h0201	HLS-L-5-h0201	△	△	△		人間生活学特講Ⅱ（生活と教育）		2		2			伊井 義人	○			
h0511	HLS-L-5-h0511	△	△	△		人間生活学特講Ⅲ（生活と思想）		4	2	2			内田 博				
h0611	HLS-L-5-h0611	△	×	×		人間生活学特講Ⅳ（生涯発達と学習）		4	2	2			新川 貴紀	○			
h0711	HLS-L-5-h0711	△	△	△		人間生活学特講Ⅴ（子どもと社会）		2		○			船木 幸弘	○			
h0811	HLS-L-5-h0811	△	△	△		人間生活学特講Ⅵ（子どもと教育）		2		○			庄井 良信	○			
h0821	HLS-L-5-h0821	△	△	△		人間生活学特講Ⅶ（発達心理）		2		○			青木 直子	○			
h0831	HLS-L-5-h0831	△	△	△		人間生活学特講Ⅷ（運動と健康）		2		○			木本 理可	○			
h0311	HLS-S-5-h0311	△	×	△		人間生活学演習Ⅰ		4	2	2			伊井 義人	○			
h0351	HLS-S-5-h0351	△	×	△		人間生活学演習Ⅱ		4	2	2			庄井 良信	○			
h0371	HLS-S-5-h0371	△	△	△		人間生活学演習Ⅲ		4	2	2			青木 直子	○			
h0381	HLS-S-5-h0381	△	△	△		人間生活学演習Ⅳ		4	2	2			木本 理可	○			
h1101	HLS-L-5-h1101	△	△	△	生活環境分野	生活環境学特講Ⅰ（都市環境論Ⅰ）		2	2				田中 宏実	○	2025年度開講せず 隔年（2026年度開講）		
h1201	HLS-L-5-h1201	△	×	×		生活環境学特講Ⅱ（都市環境論Ⅱ）		2		2			田中 宏実	○			
h1401	HLS-L-5-h1401	△	×	×		生活環境学特講Ⅲ（生活環境論）		4	2	2			松島 肇				
h1601	HLS-L-5-h1601	△	△	△		生活環境学特講Ⅳ（家族と生活文化）		4	2	2			木脇 奈智子	○			
h1701	HLS-L-5-h1701	△	△	△		生活環境学特講Ⅴ（人間生活と食文化）		2		2			岡崎 由佳子	○			
h1801	HLS-L-5-h1801	△	△	△		生活環境学特講Ⅵ（人間生活と衣文化）		2		2			長尾 順子	○			
h1301	HLS-S-5-h1301	△	×	×		生活環境学演習Ⅰ		4	2	2			田中 宏実	○			
h1501	HLS-S-5-h1501	△	×	△		生活環境学演習Ⅱ		4	2	2			木脇 奈智子	○			
h1511	HLS-S-5-h1511	△	×	△		生活環境学演習Ⅲ		4	2	2			岡崎 由佳子	○			
h2101	HLS-L-5-h2101	△	△	△		生活福祉分野	生活福祉学特講Ⅰ（障害と福祉Ⅰ）		2	2				若狭 重克			隔年（2026年度開講）
h2201	HLS-L-5-h2201	△	△	△			生活福祉学特講Ⅱ（障害と福祉Ⅱ）		2		2			大友 芳恵			
h2401	HLS-L-5-h2401	△	△	△			生活福祉学特講Ⅲ（医療と福祉）		4	2	2			丸山 正三			
h2611	HLS-L-5-h2611	△	△	×	生活福祉学特講Ⅳ（地域福祉）			4	2	2			船木 幸弘				
h2701	HLS-L-5-h2701	△	△	△	生活福祉学特講Ⅴ（経済と福祉）			4	2	2			内田 博				
h2801	HLS-L-5-h2801	△	△	×	生活福祉学特講Ⅵ（子どもと福祉）※		2		○				船木 幸弘				
h2802	HLS-L-5-h2802	△	△	△									崔 敏奎				
h2301	HLS-S-5-h2301	△	×	△	生活福祉学演習Ⅰ			4	2	2			若狭 重克				
h2501	HLS-S-5-h2501	△	×	△	生活福祉学演習Ⅱ			4	2	2			未定				
h2601	HLS-S-5-h2601	△	×	△	生活福祉学演習Ⅲ			4	2	2			大友 芳恵				
h3101	HLS-X-5-h3101	×	×	△	特別研究※		6					○	庄井 良信		人間生活分野 生活環境分野 生活福祉分野		
h3102	HLS-X-5-h3102	×	×	△									青木 直子				
h3103	HLS-X-5-h3103	×	×	△		木本 理可											
h3104	HLS-X-5-h3104	×	×	△		岡崎 由佳子											
h3106	HLS-X-5-h3106	×	×	△		田中 宏実											
h3107	HLS-X-5-h3107	×	×	△		若狭 重克											
h3108	HLS-X-5-h3109	×	×	△		大友 芳恵											

※担当者を選択（複数担当者の履修登録不可）

3. 食環境マネジメント専攻（2025年度入学生に適用）

科目 コード	ナンバリング	他専攻 受入れ	他大学 院 受入れ	遠隔 授業 対応	分野	授業科目	単位数		開講学年・週時数				担 当 者	教職	備 考		
							必修	選択	1		2						
								前	後	前	後						
s0011	FEM-L-5-s0011	△	△	×	基礎科	食物栄養学概論		2	2				原 博				
s0021	FEM-L-5-s0021	△	×	△		栄養統計学概論		2	○				小山田 正人				
s0101	FEM-L-5-s0101	△	△	×	食品品質分野	食品品質学特論Ⅰ		2		2			未定	○	2025年度開講せず		
s0201	FEM-S-5-s0201	×	×	×		食品品質学演習Ⅰ		4	2	2				未定	○	2025年度開講せず	
s0301	FEM-L-5-s0301	△	△	×		食品品質学特論Ⅱ		2	2				濱岡 直裕	○			
s0401	FEM-S-5-s0401	×	×	×		食品品質学演習Ⅱ		4	2	2			濱岡 直裕	○			
s0411	FEM-L-5-s0411	△	△	△		食品品質学特論Ⅲ		2		2			菊地 和美 村田 まり子	○			
s0421	FEM-S-5-s0421	×	×	△		食品品質学演習Ⅲ		4	2	2			菊地 和美	○			
s0511	FEM-L-5-s0511	△	×	×		食品加工機能学特論		2		2			濱岡 直裕	○			
s1101	FEM-L-5-s1101	△	△	×	生体機能分野	生体機能学特論Ⅰ		2		2			中河原 俊治	○	2025年度開講せず		
s1211	FEM-S-5-s1211	×	×	×		生体機能学演習Ⅰ		4	2	2			中河原 俊治	○			
s1301	FEM-L-5-s1301	△	△	×		生体機能学特論Ⅱ		2		2			原 博	○			
s1411	FEM-S-5-s1411	×	×	×		生体機能学演習Ⅱ		4	2	2			未定	○			
s1311	FEM-L-5-s1311	△	×	△		生体機能学特論Ⅲ		2	2				三田村 理恵子 西向 めぐみ	○			
s1511	FEM-S-5-s1511	×	×	△		生体機能学演習Ⅲ		4	2	2			三田村 理恵子	○			
s2111	FEM-L-5-s2111	△	△	△	栄養管理分野	公衆栄養学特論Ⅰ		2	2				小山田 正人	○	2025年度開講せず		
s2211	FEM-S-5-s2211	×	×	△		公衆栄養学演習Ⅰ		4	2	2			未定	○			
s2261	FEM-L-5-s2261	△	△	△		公衆栄養学特論Ⅱ		2		2			隈元 晴子	○			
s2271	FEM-S-5-s2271	×	×	△		公衆栄養学演習Ⅱ		4	2	2			隈元 晴子	○			
s2281	FEM-L-5-s2281	△	×	×		公衆栄養学特論Ⅲ		2	○				松本 恵	○			
s2301	FEM-L-5-s2301	△	△	△		栄養管理学特論Ⅰ		2		2			深井 原	○			
s2411	FEM-S-5-s2411	×	×	△		栄養管理学演習Ⅰ		4	2	2			深井 原	○			
s2501	FEM-L-5-s2501	△	△	×		栄養管理学特論Ⅱ		2	2				田中 洋子	○			
s2601	FEM-S-5-s2601	×	×	×		栄養管理学演習Ⅱ		4	2	2			未定	○		2025年度開講せず	
s2701	FEM-L-5-s2701	△	△	△		栄養管理学特論Ⅲ		2			2		小山田 正人	○			
s2801	FEM-L-5-s2801	△	×	×		栄養管理学特論Ⅳ		2		2			田中 洋子 石川 祐一 小山田 正人 小西 徹夫 角田 政隆	○			
s2911	FEM-L-5-s2911	△	×	△		共通	食環境とウェルビーイング概論	4		2	2			三田村 理恵子 菊地 和美 隈元 晴子 田中 洋子 濱岡 直裕 深井 原			
s3002	FSN-S-5-s3002	×	×	△		食物栄養学研究法※	4		○			菊地 和美		食品品質分野			
s3003	FSN-S-5-s3003			△								濱岡 直裕				生体機能分野	
s3004	FSN-S-5-s3004			×								中河原 俊治					
s3005	FSN-S-5-s3005			△								三田村 理恵子					
s3006	FSN-S-5-s3006			△								深井 原					栄養管理分野
s3007	FSN-S-5-s3007			△								隈元 晴子					
s3102	FSN-X-5-s3102	×	×	△		特別研究※	6		○			菊地 和美		食品品質分野			
s3103	FSN-X-5-s3103			△								濱岡 直裕				生体機能分野	
s3104	FSN-X-5-s3104			×								中河原 俊治					
s3105	FSN-X-5-s3105			△								三田村 理恵子					栄養管理分野
s3106	FSN-X-5-s3106			△								深井 原					
s3107	FSN-X-5-s3107			△								隈元 晴子					

※担当者を選択（複数担当者の履修登録不可）

4. 食物栄養学専攻（2024年度入学生に適用）

科目 コード	ナンバリング	他専攻 受入れ	他大学 院 受入れ	遠隔 授業 対応	分野	授業科目	単位数		開講学年・週時数				担 当 者	教職	備 考	
							必修	選択	1		2					
s0011	FSN-L-5-s0011	△	△	×	基礎科	食物栄養学概論		2	2				原 博			
s0021	FSN-L-5-s0021	△	×	△		栄養統計学概論		2	○				小山田 正人			
s0101	FSN-L-5-s0101	△	△	×	食品品質分野	食品品質学特論Ⅰ		2		2			未定	○	2025年度開講せず	
s0201	FSN-S-5-s0201	×	×	×		食品品質学演習Ⅰ		4	2	2			未定	○	2025年度開講せず	
s0301	FSN-L-5-s0301	△	△	×		食品品質学特論Ⅱ		2	2				濱岡 直裕	○		
s0401	FSN-S-5-s0401	×	×	×		食品品質学演習Ⅱ		4	2	2			濱岡 直裕	○		
s0411	FSN-L-5-s0411	△	△	△		食品品質学特論Ⅲ		2		2			菊地 和美 村田 まり子	○		
s0421	FSN-S-5-s0421	×	×	△		食品品質学演習Ⅲ		4	2	2			菊地 和美	○		
s0511	FSN-L-5-s0511	△	×	×		食品加工機能学特論		2		2			濱岡 直裕	○		
s1101	FSN-L-5-s1101	△	△	×	生体機能分野	生体機能学特論Ⅰ		2		2			中河原 俊治	○	2025年度開講せず	
s1211	FSN-S-5-s1211	×	×	×		生体機能学演習Ⅰ		4	2	2			中河原 俊治	○		
s1301	FSN-L-5-s1301	△	△	×		生体機能学特論Ⅱ		2		2			原 博	○		
s1411	FSN-S-5-s1411	×	×	×		生体機能学演習Ⅱ		4	2	2			未定	○		
s1311	FSN-L-5-s1311	△	×	△		生体機能学特論Ⅲ		2	2				三田村 理恵子 西向 めぐみ	○		
s1511	FSN-S-5-s1511	×	×	△		生体機能学演習Ⅲ		4	2	2			三田村 理恵子	○		
s2111	FSN-L-5-s2111	△	△	△	栄養管理分野	公衆栄養学特論Ⅰ		2	2				小山田 正人	○	2025年度開講せず	
s2211	FSN-S-5-s2211	×	×	△		公衆栄養学演習Ⅰ		4	2	2			未定	○		
s2261	FSN-L-5-s2261	△	△	△		公衆栄養学特論Ⅱ		2		2			隈元 晴子	○		
s2271	FSN-S-5-s2271	×	×	△		公衆栄養学演習Ⅱ		4	2	2			隈元 晴子	○		
s2281	FSN-L-5-s2281	△	×	×		公衆栄養学特論Ⅲ		2	○				松本 恵	○		
s2301	FSN-L-5-s2301	△	△	△		栄養管理学特論Ⅰ		2		2			深井 原	○		
s2411	FSN-S-5-s2411	×	×	△		栄養管理学演習Ⅰ		4	2	2			深井 原	○		
s2501	FSN-L-5-s2501	△	△	×		栄養管理学特論Ⅱ		2	2				田中 洋子	○		
s2601	FSN-S-5-s2601	×	×	×		栄養管理学演習Ⅱ		4	2	2			未定	○		2025年度開講せず
s2701	FSN-L-5-s2701	△	△	△		栄養管理学特論Ⅲ		2			2		小山田 正人	○		
s2801	FSN-L-5-s2801	△	×	×		栄養管理学特論Ⅳ		2		2			田中 洋子 石川 祐一 小山田 正人 小西 徹夫 角田 政隆	○		
s2901	FSN-L-5-s2901	△	×	△		共通	食物栄養学総合講義	4		2	2			三田村 理恵子 菊地 和美 隈元 晴子 田中 洋子 濱岡 直裕 深井 原		
s3002	FSN-S-5-s3002	×	×	△		食物栄養学研究法※	4		○				菊地 和美		食品品質分野	
s3003	FSN-S-5-s3003			×									濱岡 直裕			生体機能分野
s3004	FSN-S-5-s3004			×									中河原 俊治			
s3005	FSN-S-5-s3005			△									三田村 理恵子			
s3006	FSN-S-5-s3006			△									深井 原			
s3007	FSN-S-5-s3007			△									隈元 晴子			
s3102	FSN-X-5-s3102	×	×	△		特別研究※	6		○				菊地 和美		食品品質分野	
s3103	FSN-X-5-s3103			×									濱岡 直裕			生体機能分野
s3104	FSN-X-5-s3104			×									中河原 俊治			
s3105	FSN-X-5-s3105			△									三田村 理恵子			
s3106	FSN-X-5-s3106			△									深井 原			
s3107	FSN-X-5-s3107			△									隈元 晴子			

※担当者を選択（複数担当者の履修登録不可）

Ⅱ 修了の要件

Ⅲ 研究指導計画書の作成について

Ⅳ 修士論文について

1. 藤女子大学大学院ウェルビーイング学研究科修士論文規程
2. 藤女子大学大学院人間生活学研究科修士論文規程
3. 修士論文の評価基準
4. 修士論文作成スケジュール・モデル
5. 修士論文の保存と要旨について

Ⅱ 修了の要件

1. 本大学院を修了するためには合計 30 単位以上修得し、かつ修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ウェルビーイング学専攻／人間生活学専攻

区分	所属する分野	所属する分野以外	特別研究
必修単位			6 単位 (*1)
選択必修単位	6 単位以上 (*2)	4 単位以上 (*3)	
選択単位	1 4 単位以上 (*4)		
修了必要単位数合計	3 0 単位以上		

- * 1 所属する分野の特別研究を必修とする。
- * 2 指導教員が担当する講義及び演習を選択必修とする。
- * 3 所属する分野以外の各分野の科目を 1 科目以上選択必修とする。
- * 4 他の専攻の授業科目は、8 単位を超えない範囲で選択単位として算入できる。
また、他の大学の大学院等で修得した単位は 1 0 単位まで選択単位として算入できる。

食環境マネジメント専攻／食物栄養学専攻

区分	所属する分野	所属する分野以外	食物栄養学研究法	特別研究
必修単位		4 単位	4 単位 (*1)	6 単位 (*1)
選択必修単位	6 単位以上 (*2)	6 単位以上 (*3)		
選択単位	4 単位以上 (*4)			
修了必要単位数合計	3 0 単位以上			

- * 1 指導教員が担当する特別研究と食物栄養学研究法を必修とする。
- * 2 指導教員が担当する講義及び演習 1 科目（科目名末尾のローマ数字が同一の講義と演習の組み合わせとする）を選択必修とする。
- * 3 所属する分野以外の各分野の科目を 1 科目以上選択必修とする。
- * 4 他の専攻の授業科目は、8 単位を超えない範囲で選択単位として算入できる。
また、他の大学の大学院等で修得した単位は 1 0 単位まで選択単位として算入できる。

2. 成績評価は、次のとおりである。

評価基準

	点数	評価	
		2016年度 入学生	2015年度 以前入学生
合格	100～90	A+	優
	89～80	A	
	79～70	B	良
	69～60	C	可
	—	認定	認定
不合格	59～ 0	F	不可
	—	不認定	不認定
放棄	—	放棄	放棄

※不合格、放棄の成績は、成績証明書には表記しない。

Ⅲ 研究指導計画書の作成について

研究課題や研究指導の方法及び内容並びに修了までの研究指導計画を明示するため、学生の入学年度当初において「研究指導計画書」（以下「計画書」という）を作成する。

作成の手続きは、以下の手順で行う。

- ① 「計画書」の様式は、右のとおりとする。
- ② 指導教員は、学生と十分な打ち合わせを行い「計画書」を作成する。
- ③ 「計画書」は、入学年度の履修登録確定時まで
に指導する学生ごとに作成する。
- ④ 「計画書」は、研究指導が修了するまで、指導
教員が研究指導の記録として保管する。
- ⑤ 「計画書」の写しを4月末までに教務課に提出する。
- ⑥ 研究の進捗状況等により計画の見直しを行った場合は、
新たな「計画書」を再提出する。

2025年度 藤女子大学大学院ウェルビーイング学研究科 研究指導計画書

【西暦 年 月 日作成】

学 科 名	学 部 名			専 攻 名
姓 名	年 次	入学年度	2025年度	
研 究 課 題				
指導教員名	印	副指導教員名	印	
研究実施計画 ※指導教員と相談の上、学生が記入（研究の背景、研究目的、研究内容、研究計画等を含む）				
指導計画 ※指導教員記入（研究指導計画等を含む、自費的に記入）				
提出事項				教務課交付

研究の進捗状況を把握するために修士論文作成中間報告会（２年次 ５月下旬～６月上旬の予定）を行い、研究内容、研究方法等の妥当性や関連文献とのかかわりなどについて討議し、学生は今後の研究への取り組みについて助言や指導を受ける。

その後、学生は「藤女子大学大学院ウェルビーイング学研究科修士論文規程」に基づき、学位論文を完成・提出し、修士論文発表会を経て学位論文の審査及び最終試験を受ける。

IV 修士論文について

1. 藤女子大学大学院ウェルビーイング学研究科修士論文規程

（指導教員）

第１条 修士論文（以下「論文」という。）の作成指導を行うために、指導教員を定める。

２ 指導教員は、藤女子大学大学院ウェルビーイング学研究科（以下「研究科」という。）において特別研究を担当する教員１名とする。

３ やむを得ない事由がある場合には、指導教員が代わることがある。

４ 指導教員の指導を補佐するため、副指導教員を置くことができる。

（題目の届出）

第２条 論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の指導を受け、修了年度の前期授業終了日までに、修士論文題目届（様式１）を研究科長に提出するものとする。

２ やむを得ない事情により題目を変更する者は、指導教員の承認を受け、修士論文題目変更届（様式２）を研究科長に提出するものとする。

（審査の願い出）

第３条 論文の審査を願い出る者は、次の書類を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 修士論文審査願（様式３） | １部 |
| (2) 修士論文 | 正１部 副２部 |
| (3) 略歴書（様式４） | １部 |

（願い出の期限）

第４条 論文の審査の願い出の期限は、修了年度の２月９日正午までとする。ただし、２月９日が休日の場合は２月１０日正午までとする。

（審査の付託）

第５条 研究科長は論文を受理したとき、審査委員会に論文審査及び最終試験を付託する。

２ 審査委員会に関する規程は、別に定める。

（研究科委員会の審議）

第６条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて可否の判定を行うものとする。

（再審査）

第7条 論文の審査に不合格になった者には、後日、再提出を求め再審査をすることがある。

(保管)

第8条 論文は、本学図書館に保管する。

(その他)

第9条 非常事態等により、学年暦に変更が生じた場合は、修士論文題目届提出期限、修士論文提出期限について変更することがある。

附 則

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。

〈注意〉 修士論文の各届出用紙は、提出の際にはA4サイズの様式を使用すること。

2. 藤女子大学大学院人間生活学研究科修士論文規程

(指導教員)

第1条 修士論文（以下「論文」という。）の作成指導を行うために、指導教員を定める。

2 指導教員は、藤女子大学大学院人間生活学研究科（以下「研究科」という。）において特別研究を担当する教員1名とする。

3 やむを得ない事由がある場合には、指導教員が代わることがある。

4 指導教員の指導を補佐するため、副指導教員を置くことができる。

(題目の届出)

第2条 論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の指導を受け、修了年度の前期授業終了日までに、修士論文題目届（様式1）を研究科長に提出するものとする。

2 やむを得ない事情により題目を変更する者は、指導教員の承認を受け、修士論文題目変更届（様式2）を研究科長に提出するものとする。

(審査の願い出)

第3条 論文の審査を願い出る者は、次の書類を研究科長に提出するものとする。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 修士論文審査願（様式3） | 1部 |
| (2) 修士論文 | 正1部 副2部 |
| (3) 略歴書（様式4） | 1部 |

(願い出の期限)

第4条 論文の審査の願い出の期限は、修了年度の2月9日正午までとする。ただし、2月9日が休日の場合は2月10日正午までとする。

(審査の付託)

第5条 研究科長は論文を受理したとき、審査委員会に論文審査及び最終試験を付託する。

2 審査委員会に関する規程は、別に定める。

(研究科委員会の審議)

第6条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて合否の判定を行うものとする。

(再審査)

第7条 論文の審査に不合格になった者には、後日、再提出を求め再審査をすることがある。

(保管)

第8条 論文は、本学図書館に保管する。

(その他)

第9条 非常事態等により、学年暦に変更が生じた場合は、修士論文題目届提出期限、修士論文提出期限について変更することがある。

附 則

1 この規程は、2003年4月23日から施行する。

2 2002年4月1日制定の藤女子大学人間生活学研究科修士論文規程は、廃止する。

附 則

この規程は、2003年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行し、2015年度修了予定者から適用する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

〈注意〉 修士論文の各届出用紙は、提出の際にはA4サイズの様式を使用すること。

様式1

修士論文題目届

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学/ウェルビーイング学研究科長 殿

☐人間生活学研究科
☐ウェルビーイング学研究科

専攻

学籍番号

氏 名

修士論文の題目を次のとおり届けます。

論文題目

指導教員

副指導教員

様式2

修士論文題目変更届

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長/ウェルビーイング学研究科長 殿

☐人間生活学研究科
☐ウェルビーイング学研究科

専攻

学籍番号

氏 名

修士論文の題目を次のとおり変更します。

論文題目

指導教員

副指導教員

様式3

修士論文審査願

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長/ウェルビーイング学研究科長 殿

フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日生

本籍地 (郵便番号をのめ)

連絡先住所

専攻名 専攻

指導教員

副指導教員

論文題目

論文送付希望

1次 敬称

2次

3次

4次

様式4

略 歴 書

年 月 日

藤女子大学大学院人間生活学研究科長/ウェルビーイング学研究科長 殿

☐人間生活学研究科
☐ウェルビーイング学研究科

専攻

学籍番号

氏 名

略歴等は、以下のとおりです。

生年月日	年 月 日生
本 籍 地	(郵便番号をのめ)
大 学	大学 学部 年 月 入学 学科 年 月 卒業・退学
雇 用	年 月 年 月
大 学 院	藤女子大学大学院人間生活学研究科 年 月 入学 専攻 年 月 修了・修了見込

3. 修士論文の評価基準

修士論文は、論文ごとに審査委員会を組織し、以下の各項目に関する審査結果を基に、総合的に判断してその成績を評価する。*

- 1) 当該研究領域において、修士としての十分な知識と能力が認められる。
- 2) 研究テーマの設定が妥当であり、また論文作成に当って問題意識が十分明確である。
- 3) 論述（本文、図、表、引用、文献表等）が適切であり、論理構成が首尾一貫している。
- 4) 採用された研究方法、調査・実験方法、論証方法が適切であり、また論証に当っての分析・考察が十分論理的かつ具体的である。
- 5) 当該研究領域の理論的・実証的見地に照らして、独自の価値が認められる。
- 6) 外国語文献読解や外国における調査が要求されるテーマについては、必要とされる当該外国語に関する十分な能力が認められる。

*審査委員会は、指導教員を主査とし、両専攻の教員を副査として構成される。必要に応じて大学院担当教員以外の者を副査に加えることがある。

4. 修士論文作成スケジュール・モデル

内 容	日 程	摘 要（担 当）
① 学位論文題目提出受付 修士論文題目届 1部	7月1日(火)より 7月29日(火)まで 17時締切	教務課 ☆届出用紙はポータルサイト「F-Station」よりダウンロード
② 学位論文題目変更届受付 修士論文題目変更届 1部	題目提出後随時	教務課（該当者のみ） ☆届出用紙は教務課で配付
③ 審査委員会設置	11月中旬	研究科委員会
④ 学位論文審査受付 修士論文審査願 1部 修士論文 正1部 副2部以上 略歴書 1部	2026年 2月9日（月）まで 12時締切	教務課 ☆願出用紙・略歴書用紙はポータルサイト「F-Station」よりダウンロード 論文の製本は指導教員の指示に従うこと
⑤ 学位論文の審査および最終試験の実施とその判定	修士論文受理後～ 2月末日までの期間	審査委員会
⑥ 学位授与の可否を決定 (修了判定会議)	3月2日（月） (修了判定会議)	研究科委員会
⑦ 修了判定結果発表	3月3日（火）	☆ポータルサイト「F-Station」より連絡
⑧ 要旨、保存用修士論文(1部)提出	3月13日（金）	教務課（12時まで）
⑨ 学位記の授与(学位記授与式)	3月19日（木）	

※ 特別再履修者の日程は別に定める。（該当者に別途通知する。）

以下のモデルを参考にして、指導教員の指導の下に、自らの計画を作成すること。

1) ウェルビーイング学専攻／人間生活学専攻

1 年次	4 月～	論文テーマ検討
	10 月末	論文テーマ確定
	1 月末	論文構想（章立て、実験・調査計画等）確定

2年次	5月下旬～	
	6月上旬	論文作成中間報告会
	7月29日	論文題目提出
	2月9日	論文提出
	2月21日	論文発表会

2) 食環境マネジメント専攻／食物栄養学専攻

1年次	4月～	論文テーマ検討
	8月末	論文テーマ確定
		論文構想（実験・調査計画等）確定
		実験・調査の実施
2年次	5月下旬～	
	6月上旬	論文作成中間報告会
	7月29日	論文題目提出
	2月9日	論文提出
	2月21日	論文発表会

5. 修士論文の保存と要旨について

修士論文審査に合格し修了する大学院生の修士論文は、図書館に保存する。

要旨は、下記の要領で作成し印刷したものを、保存用修士論文とともに教務課に提出する。

1) 修士論文

1部を提出する。製本は不要。ページ数が多い場合は、資料等を別冊にしてもよい。

2) 要旨

(様式)

- ・A4サイズ、2枚以内
- ・余白は上35mm、左右下30mm
- ・文字数および行数は設定自由
- ・題目は14フォントで中揃え、所属と氏名は11フォントで右揃え
- ・一行目「〇〇年度修士論文要旨」
- （西暦で書くこと）と【目的】
- 以下の文章は、Windowsの場合は10.5フォント、Macの場合は11フォント

35mm

〇〇年度修士論文要旨
 題名 (14 フォント、中揃え)

(一行あけ)
 藤女子大学大学院人間生活学研究科〇〇〇〇学専攻 氏名

(一行あけ)
 【目的】
 【方法】
 【結果】
 【考察】

人間生活
 Q&A
 食物栄養

30mm 30mm 30mm

V 教職課程履修要項

1. 取得できる教育職員免許状の種類と免許教科
2. 教育職員専修免許状授与の基礎資格と最低修得単位数
3. 中学校・高等学校教諭専修免許状取得について
4. 栄養教諭専修免許状取得について

V 教職課程履修要項

1. 取得できる教育職員免許状の種類と免許教科

本大学院では、以下の教育職員専修免許状を取得することができる。

ただし、すでに当該専修免許状の基礎となる一種免許状等を取得している者に限る。

専攻	免許状の種類	免許教科
ウェルビーイング学専攻 人間生活学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭 家庭
食環境マネジメント専攻 食物栄養学専攻	栄養教諭専修免許状	

2. 教育職員専修免許状授与の基礎資格と最低修得単位数

授与免許状	基礎資格		最低修得単位数
中学校教諭専修免許状（家庭）	中学校教諭一種免許状（家庭）	修士の学位を取得すること	大学が独自に設定する科目 24 単位以上
高等学校教諭専修免許状（家庭）	高等学校教諭一種免許状（家庭）		大学が独自に設定する科目 24 単位以上
栄養教諭専修免許状	栄養教諭一種免許状 管理栄養士免許		大学が独自に設定する科目 24 単位以上

3. 中学校・高等学校教諭専修免許状取得について

次表の授業科目の中から24単位以上を修得すること。

家庭

<2025 年度入学生に適用>

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開設授業科目			備 考
		授 業 科 目	単位数		
科 目	単位数		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	2 4	人間生活学特講Ⅰ（人間生活学概論）		2	このうち 2 4 単位 選択必修
		人間生活学特講Ⅱ（生活と教育）		2	
		人間生活学特講Ⅴ（子どもと社会）		2	
		人間生活学特講Ⅶ（運動と健康）		2	
		人間生活学演習Ⅳ		4	
		生活環境学特講Ⅰ（都市環境論Ⅰ）		2	
		生活環境学特講Ⅱ（都市環境論Ⅱ）		2	
		生活環境学特講Ⅳ（家族と生活文化）		4	
		生活環境学特講Ⅴ（人間生活と食文化）		2	
		生活環境学特講Ⅵ（人間生活と衣文化）		2	

		生活環境学演習Ⅰ		4	
		生活環境学演習Ⅱ		4	
		生活環境学演習Ⅲ		4	
教育の基礎的理解に関する科目		ウェルビーイング学特講		2	
		人間生活学特講Ⅳ（生涯発達と学習）		4	
		人間生活学特講Ⅵ（発達心理）		2	
		人間生活学演習Ⅰ		4	
		人間生活学演習Ⅱ		4	
		人間生活学演習Ⅲ		4	

<2024 年度入学生に適用>

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開設授業科目			備 考
科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	24	人間生活学特講Ⅰ（人間生活学概論）		2	このうち 24単位 選択必修
		人間生活学特講Ⅱ（生活と教育）		2	
		人間生活学特講Ⅴ（子どもと社会）		2	
		人間生活学特講Ⅷ（運動と健康）		2	
		人間生活学演習Ⅳ		4	
		生活環境学特講Ⅰ（都市環境論Ⅰ）		2	
		生活環境学特講Ⅱ（都市環境論Ⅱ）		2	
		生活環境学特講Ⅳ（家族と生活文化）		4	
		生活環境学特講Ⅴ（人間生活と食文化）		2	
		生活環境学特講Ⅵ（人間生活と衣文化）		2	
		生活環境学演習Ⅰ		4	
		生活環境学演習Ⅱ		4	
		生活環境学演習Ⅲ		4	
教育の基礎的理解に関する科目		人間生活学特講Ⅳ（生涯発達と学習）		4	
		人間生活学特講Ⅵ（子どもと教育）		2	
		人間生活学特講Ⅶ（発達心理）		2	
		人間生活学演習Ⅰ		4	
		人間生活学演習Ⅱ		4	
		人間生活学演習Ⅲ		4	

4. 栄養教諭専修免許状取得について

次表の授業科目の中から24単位以上を修得すること。

栄養教諭

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開設授業科目			備 考
科 目		単位数	授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	
大学が加える栄養に係る教育に関する科目に準ずる科目	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	24	生体機能学特論Ⅰ		2	このうち 24単位 選択必修
			生体機能学演習Ⅰ		4	
			生体機能学特論Ⅱ		2	
			生体機能学演習Ⅱ		4	
			生体機能学特論Ⅲ		2	
			生体機能学演習Ⅲ		4	
	食べ物と健康		食品品質学特論Ⅰ		2	
			食品品質学演習Ⅰ		4	
			食品品質学特論Ⅱ		2	
			食品品質学演習Ⅱ		4	
			食品品質学特論Ⅲ		2	
			食品品質学演習Ⅲ		4	
			食品加工機能学特論		2	
	栄養教育論		栄養管理学特論Ⅲ		2	
	臨床栄養学		栄養管理学特論Ⅰ		2	
			栄養管理学演習Ⅰ		4	
			栄養管理学特論Ⅱ		2	
			栄養管理学演習Ⅱ		4	
			栄養管理学特論Ⅳ		2	
	公衆栄養学		公衆栄養学特論Ⅰ		2	
			公衆栄養学演習Ⅰ		4	
			公衆栄養学特論Ⅱ		2	
			公衆栄養学演習Ⅱ		4	
			公衆栄養学特論Ⅲ		2	

VI 学生生活に関する事項

1. 学生証について
2. 学費の納入について
3. 奨学金について
4. ティーチング・アシスタントについて

VI 学生生活に関する事項

※学生生活ハンドブックの記載内容に関する補足・追加事項です。

1. 学生証について

(学生生活ハンドブックP49参照)

学生証は本人の身分証明・通学定期券・本学の図書館利用に使用する。

紛失した時は、速やかに学生課に届け出て再発行の手続きをすること。

有効期限は修士課程2年の標準修業年限、もしくは長期履修年限とし、標準修業年限を越えて在学する場合は新たに交付する。

裏面のシールの現住所の変更及び記載事項が一杯となり、新たな記載事項が必要となった時は、新しいシールと貼り替えるので学生課に申し出ること。

＝学籍番号について＝

学籍番号は、本学入学と同時に学生個人に与えられる。

学内緒手続き等すべて、学籍番号が必要となる。

常に学生証を携帯し、学籍番号を間違わないように習慣付けること。

◇大学院研究科学籍番号の表記について〈2025年度入学生の場合〉

①入学年度		②大学院	③研究科	④専攻	⑤個人番号	
2	5	5	2	3	0	1

① 入学年度（入学年度の西暦の下2桁）

② 大学院 ----- 5

③ 研究科区分 ウェルビーイング学研究科/人間生活学研究科 ----- 2

④ 専攻区分 ウェルビーイング学専攻/人間生活学専攻 ----- 3

食環境マネジメント専攻/食物栄養学専攻 ----- 4

特別研究生 ----- 7

聴講生 ----- 8

科目等履修生 ----- 9

⑤ 個人番号は、原則として五十音順とする。

2. 学費の納入について

(学生生活ハンドブックP55参照)

- ・授業料その他の納付金は、学則別表4（P31）を参照してください。
- ・長期履修学生に係る授業料その他の納付金は、学則別表5（P32）を参照してください。
- ・大学院修士段階における「授業料後払い制度」が2024年度から創設されました。

本制度利用を希望する場合は、学生課（花川オフィス）までご相談ください。

3. 奨学金について

種類	日本学生支援機構		
	第一種奨学金※ 無利子貸与	第二種奨学金 有利子貸与	授業料後払い制度※ 無利子貸与
貸与金額	月額 50,000 円 または 88,000 円 から選択	月額 50,000 円 80,000 円 100,000 円 130,000 円 150,000 円 上記から選択	授業料の貸与(年額 70 万円) ＋ 生活費奨学金(月額 20,000 円 または 40,000 円の貸与が可能)

※第一種奨学金と授業料後払い制度は、両方の貸与を受けることができません。(第二種奨学金との併用貸与は可能です。)

※第一種奨学金と授業料後払い制度には、奨学金の全額又は半額が免除される「特に優れた業績による免除」の制度があります。

- ・過去に日本学生支援機構奨学金貸与奨学金を受けた場合、スカラネットパーソナルから「在学猶予願」を提出することで、在学中は返還を猶予することができます。
- ・奨学金募集案内はポータルサイトF-Stationを通じて行うので、希望者は学生課へ申し出ること。

4. ティーチング・アシスタントについて

教育的配慮の下に学部教育補助業務に従事させ、将来、教員、研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図るとともに、学部教育におけるきめ細かい指導の実現を図ることを目的として、大学院に在学する優秀な学生をティーチング・アシスタント（TA）として採用する。奨学に資することを目的として、手当てを支給する。

1) 職務内容

- ・教育的効果を高めるため、授業科目を担当する教員の指示に従い、学部学生等に対する実験、実習及び演習等の教育補助を行う。
- ・授業時間内業務とする。

2) 担当コマ数

- ・1週3コマを超えないものとする。（1コマ90分）

3) 選考基準

- ・将来、大学及び企業等において教員または研究者として活躍が期待される者
- ・学業及び研究面で優秀と認められ、かつ、教育的指導力を有すると判断される者
- ・TAの業務が、自己の学業・研究の進展を妨げないと判断される者

4) 選考方法

- ・指導教員の推薦に基づき、当該専攻会議において選考し、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

5) 採用期間

- ・年度限りとし、継続する場合は、新規採用とする。

Ⅶ 規 程

1. 藤女子大学学位規程
2. 藤女子大学大学院科目等履修生規程
3. 藤女子大学大学院聴講生規程
4. 藤女子大学大学院特別聴講学生規程
5. 藤女子大学大学院特別研究生規程
6. 藤女子大学大学院長期履修学生規程
7. 藤女子大学学生懲戒に関する規程

VIII 規程

1. 藤女子大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに藤女子大学学則及び藤女子大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、藤女子大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

3 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第3条 修士論文（大学院学則第18条第2項の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。）は、指定する期間内に研究科長に提出するものとする。

(審査の付託)

第4条 研究科長は、修士論文を受理したときは、学位授与の可否について、大学院学則第12条に規定する研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第5条 研究科委員会は、前条の修士論文が審査に付されたときは、審査委員会を設置し、修士論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

2 審査委員会は、3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を選出し組織する。

3 前項の審査委員会には、必要に応じて研究科の教員以外の者を加えることができる。

(最終試験)

第6条 最終試験は、修士論文の審査に合格した者について、当該修士論文を中心として、関連科目について、口述又は筆記により行うものとする。

(審査報告)

第7条 審査委員会は、修士論文の審査結果を速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

(審査決定)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士の学位授与の可否について決定する。

(学長への報告)

第9条 各学部長は、教授会における卒業判定結果について、学長に報告するものとする。

2 研究科長は、研究科委員会の修了判定結果について、学長に報告するものとする。

(学位の授与)

第10条 学長は、第2条第2項に定める者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、第2条第3項に定める者に対しては、学位記を交付して修士の学位を授与する。

(学位記の専攻分野の名称)

第11条 学位記には、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記する。

(修士の学位の取り消し)

第12条 修士の学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は研究科委員会の議を経て、授与した修士の学位を取消すものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位の名誉を汚辱する行為があったとき。

(様式)

第13条 学位記その他の様式は別表第2のとおりとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、2004 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2020 年 3 月 31 日までに保育学科に在籍する者の専攻分野の名称は「保育学」とする。

附 則

- 1 この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

学部（学科）・研究科（専攻）	学位	専攻分野の名称
文学部 英語文化学科 日本語・日本文学科 文化総合学科	学士	文学
ウェルビーイング学部 地域創生学科 食環境マネジメント学科 子ども教育学科	学士	生活科学 食物栄養学 教育学
人間生活学部 人間生活学科 食物栄養学科 子ども教育学科	学士	人間生活学 食物栄養学 教育学
ウェルビーイング学研究科 ウェルビーイング学専攻 食環境マネジメント専攻	修士	人間生活学 食物栄養学
人間生活学研究科 人間生活学専攻 食物栄養学専攻	修士	人間生活学 食物栄養学

別表第 2

1 第 10 条第 1 項による場合

第 号
卒業証書・学位記
氏 名
年 月 日生
本学〇〇〇〇学部〇〇〇〇学科 所定の課程を修めて本学を卒業 したことを認め学士（〇〇〇〇学）の 学位を授与する
年 月 日
藤女子大学長 氏 名 印

2 第 10 条第 2 項による場合

第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日生
本学大学院〇〇〇〇研究科 〇〇〇〇専攻の修士課程を 修了したので修士（〇〇〇〇学）の 学位を授与する
年 月 日
藤女子大学長 氏 名 印

2. 藤女子大学大学院 科目等履修生規程

(目的)

第1条 藤女子大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第35条に定める科目等履修生(以下「履修生」という。)として、本大学院の授業科目の履修を希望する者の取り扱いは、本規程による。

(出願資格)

第2条 履修生に出願できる者は、本大学院学則第23条に定める資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修を希望する者は、次の各号の書類に選考料を添え、通年科目及び前期開講科目については3月20日まで、後期開講科目については7月10日までに学長に願い出なければならない。ただし、前期及び前年度に科目等履修生として在籍していた者は第2号及び第3号の書類は、省略することができる。

- (1) 願書(本大学院所定のもの)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書

2 選考料は8,000円とする。ただし、本大学院修了生で科目等履修を希望する者については、これを免除する。

(履修生の選考、履修期間、履修制限)

第4条 履修生の選考は、書類審査及び面接試験をもって、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、本大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て学長が履修を許可する。

2 履修生の在籍期間は、履修が許可された年度の4月1日から翌年の3月31日までの範囲とする。

3 履修できる科目は、本大学院が定める科目で、1年度内に12単位以内とする。

(在籍期間の特例)

第5条 教員免許、資格取得の目的により科目等履修を許可された者が、継続履修の申し出をし在籍期間が終了する前に翌年度の科目等履修が許可された場合は、在籍期間を免許状取得等に必要科目の単位を修得し終える年度の3月31日まで延長することができる。

(学費等)

第6条 履修生として履修を許可された者は、許可された日から10日以内に誓約書に入学金20,000円及び受講料1単位につき10,000円を添え、所定の手続を行わなければならない。ただし、本大学院修了生の入学金は半額とし、受講料は1単位につき5,000円とする。

2 実験、実習に要する費用は、その都度徴収する。

3 既納の受講料及びその他の納付金は、一切返還しない。

(身分証明書の交付)

第7条 履修生には、身分証明書を交付する。

(履修の中止)

第8条 履修生が履修を中止しようとするときは、学長に願い出るものとする。

(単位取得証明書及び成績証明書の交付)

第9条 履修生が所定の履修を終え、試験に合格したときには単位取得(成績)証明書を交付する。

(懲戒)

第10条 履修生としてその本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が許可を取り消すことがある。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、2019年2月1日から施行する。

3. 藤女子大学大学院 聴講生規程

(目的)

第1条 藤女子大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第36条に定める聴講生として、本大学院の授業科目の聴講を希望する者の取り扱いは、本規程による。

(受講資格)

第2条 聴講生の受講資格は、本大学院学則第23条に定める資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 聴講を希望する者は、次の各号の書類に選考料を添え、通年科目及び前期開講科目については3月20日まで、後期開講科目については7月10日までに学長に願出しなければならない。ただし、前期及び前年度に聴講生として在籍していた者は第2号及び第3号の書類は、省略することができる。

(1) 願書(本大学院所定のもの)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書

2 選考料は4,000円とする。

(聴講生の選考、聴講期間、聴講制限)

第4条 聴講生の選考は、当該科目担当教員の承諾のもとに本大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て学長が聴講を許可する。

2 聴講生の在籍期間は、聴講が許可された年度の4月1日から翌年の3月31日までの範囲内とする。

3 聴講できる科目は本大学院が定める科目で、1年度内に12単位以内とする。

(学費等)

第5条 聴講生として聴講を許可された者は、許可された日から10日以内に誓約書に受講料1単位につき5,000円を添え所定の手続を行わなければならない。

2 実験、実習に要する費用は、その都度徴収する。

3 既納の受講料及びその他の納付金は、一切返還しない。

(身分証明書の交付)

第6条 聴講生には、身分証明書を交付する。

(聴講の中止)

第7条 聴講生が聴講を中止しようとするときには、学長に願出するものとする。

(懲戒)

第8条 聴講生としてその本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が許可を取り消すことがある。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

4. 藤女子大学大学院 特別聴講学生規程

(目的)

第1条 藤女子大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第36条の2に定める特別聴講学生として、国内他大学大学院との単位互換協定により当該大学大学院(以下「協定先大学院」という。)に在籍する学生で本大学院の授業科目の履修を希望する者の取扱いを定める。

(資格)

第2条 特別聴講学生の資格は、協定先大学院において1年次又は2年次の正規生とし、協定先大学院により選考された学生とする。

(履修期間)

第3条 履修期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内とする。

(許可)

第4条 協定先大学院より推薦された者については、研究科委員会の議を経て、学長が特別聴講学生としての受け入れを許可する。

(履修)

第5条 特別聴講学生として許可を得た者は、本大学院の当該学年次の学生に準じて、授業科目を履修することができる。ただし、カリキュラム編成の趣旨に照らして履修できない授業科目もある。

2 履修できる単位数は、協定先大学院との協議の上定めるものとする。

(単位の認定)

第6条 特別聴講学生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合、本人の請求により成績証明書を交付する。

3 授業科目の試験、学業成績評価及び単位認定の取り扱いは、本大学院学則による。

(履修料等)

第7条 特別聴講学生の授業料、教育充実費は協定大学相互で徴収しないものとする。ただし、履修する授業科目によっては、実験実習費等を徴収することがある。

(身分証明書)

第8条 特別聴講学生には、身分証明書を交付する。

(身分の取消)

第9条 特別聴講学生が本大学院の諸規程に違反し、又はその本分に反する行為を行ったときは、研究科委員会の議を経て、学長がその身分を取り消す。

(身分の喪失)

第10条 特別聴講学生が、協定先大学院の学生の身分を失ったときは、本大学院におけるその身分を失うものとする。

(準用規定)

第11条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関しては本大学院学則及びその他の学内規程を準用する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

5. 藤女子大学大学院 特別研究生規程

(目的)

第1条 藤女子大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第37条に定める特別研究生（以下「研究生」という。）の取り扱い、本規程による。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、本大学院学則第37条第2項に定める資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号の書類に検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（本大学院所定のもの）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書

2 検定料は、8,000円とする。ただし、藤女子大学（以下「本学」という。）卒業生、本大学院修了生については、これを免除する。

(入学許可)

第4条 学長は、前条の願い出があった者について、本大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、入学を許可する。

(指導教員)

第5条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事する。

2 指導教員は、研究科委員会の議を経て、本大学院研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する。

(許可時期)

第6条 研究生の入学の許可は、4月及び10月とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、特別の事由があるときは、1年未満とすることができる。

2 研究生は、その研究を継続しようとするときは、事由を付して、学長に願い出ることができる。

3 前項の規定による願い出があった場合には、学長は、研究科委員会の議を経て、

研究の継続を許可することができる。

(授業等への出席)

第8条 指導教員が研究上必要と認めた場合は、研究科長の許可を受けて、授業等に出席することができる。

2 前項の授業が学部の場合にあつては、当該学部の長の許可を受けるものとする。

(入学金等)

第9条 研究生の入学金は20,000円とし、入学を許可された日から10日以内に納付しなければならない。ただし、本学卒業生及び本大学院修了生はこれを半額とする。

2 研究生の授業料は月額30,000円とし、毎年4月（前期）及び10月（後期）に納付しなければならない。ただし、本学卒業生及び本大学院修了生はこれを半額とする。

3 実験、実習に要する費用は、その都度徴収する。

(既納の検定料等)

第10条 既納の検定料、入学金及び授業料は、返還しない。

(研究証明書)

第11条 学長は、研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。

(退学)

第12条 研究生が退学しようとするときは、その事由を付して、学長に願い出なければならない。

(除籍)

第13条 疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められる研究生については、学長は、委員会の議を経て、除籍する。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、評議会の議を経なければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究生の受入れに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、2005年2月22日から施行する。

6. 藤女子大学大学院
長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、藤女子大学大学院学則
第5条第2項の規定に基づき、履修する長期
履修学生に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を希望することができる者
は、次の各号の1に該当する者とする。
(1) 職業を有している者
(2) その他相応の理由があると学長が
認める者

(申請手続)

第3条 長期履修を希望する者は、長期履修
申請書(別紙様式1)を別に定める期間内
に学長に申請するものとする。

(許可)

第4条 前条の申請に対しては、研究科委員
会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間短縮の申請手続)

第5条 長期履修学生が、履修期間の短縮を
希望する場合は、長期履修期間短縮申請書
(別紙様式2)を別に定める期間内に学長
に申請するものとする。

(履修期間短縮の許可)

第6条 前条の申請に対しては、研究科委員
会の議を経て、学長が許可する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、長期
履修学生に関し必要な事項は、学長が別に
定める。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行し、
2005年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行す
る。

別紙様式1

(別紙様式1)

長期履修申請書

ふりがな氏名 (学籍番号)	印 ()
専攻名	

藤女子大学大学院研究科長 殿

下記の理由により、長期履修を希望したいので申請します。

年 月 日

[入学後の研究計画概要]

[入学年度] 年度

[長期履修計画年数] 年 月 日～ 年 月 日まで (年間)

[長期履修の必要性・長期履修計画]

指導教員の意見	指導教員氏名 印
---------	----------

別紙様式2

(別紙様式2)

長期履修期間短縮申請書

ふりがな氏名 (学籍番号)	印 ()
専攻名	

藤女子大学大学院研究科長 殿

下記理由により、履修期間を短縮したいので申請します。

年 月 日

[入学年度] 年度

[許可済みの長期履修期間] 年 月 日～ 年 月 日まで (年間)

[短縮後の通算在籍年数] 年 月 日～ 年 月 日まで (年間)

[履修期間の短縮理由]

指導教員の意見	指導教員氏名 印
---------	----------

7. 藤女子大学学生 懲戒に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、藤女子大学学則第39条、第40条及び藤女子大学大学院学則第44条に規定する懲戒に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程による懲戒の対象となる者は、本学の学部学生、大学院学生、委託学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、交換留学生、交流学生及び特別研究生(以下「学生」という。)とする。

2 対象となる期間は、学生が入学後から本学の学籍を有する期間とする。

(基本方針)

第3条 本学は、懲戒処分を受けた学生に対して、懲戒期間中及び懲戒解除後において教育的配慮に基づいた指導を行う。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となる行為の例及び判断基準については、別表に定める懲戒処分の事例(以下「事例」という)に準拠し、次の各号に示す該当学生の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 違法行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の違法行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び違法行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、事例に定める処分を加重軽減することがある。また、事例に掲げられていない違法行為についても、事例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。

(懲戒の種類)

第5条 懲戒の種類は、次の通りとする。

- (1) 譴責(けんせき) 学生の行った行為について反省を求め、二度と同じ行為がないように、口頭により注意する。

(2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び大学施設の使用、課外活動等を禁止する。

(3) 退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、再入学は認めない。

2 停学期間は無期停学または有期停学とし、有期停学の場合は6ヶ月以内とする。

3 停学期間は、在学年限に含め、修業年限に含めない。ただし、1月を超えない場合には、修業年限に含めることができる。なお、停学期間中も所定の学費を納入するものとする。

(厳重注意)

第6条 学生部長、教務部長、当該学生が所属する学部長及び研究科長は、懲戒に相当しない場合でも、教育的配慮として厳重注意を行うことができる。

(事実関係の調査)

第7条 懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為があった場合は、学部長又は研究科長は、慎重かつ速やかに当該事案に関する事実調査を行わなければならない。

2 学部長又は研究科長は、前項に定める事実調査を行うため、調査委員会を設置しなければならない。

3 調査委員会は、次の各号に定めるものをもって構成する。

- (1) 当該学生が所属する学部長又は研究科長
- (2) 学生部長
- (3) 教務部長
- (4) 当該学生が所属する学科主任又は専攻主任

(5) その他、必要に応じて委嘱する若干名

4 調査委員会の委員長は前項第1号がこれにあたり、前項第5号は、委員長が委嘱する。

5 委員長は、調査を進めるにあたっては、原則として、当該学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。

7 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

8 調査委員会は、調査終了後、調査報告書及び懲戒処分案を作成し、その案について教授会または研究科委員会において審議し、その結果を学長に具申する。

9 懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為のうち、ハラスメントに該当する場合の調査等は、藤女子大学ハラスメントガイドライン及び藤女子大学ハラスメント人権侵害調査委員会規程に基づいて行うものとする。

(懲戒の決定及び通知)

第8条 懲戒は、教授会または研究科委員会の具申をもとに学長が決定する。

2 学長は、学生に対し、懲戒の種類、内容及びその理由を文書により通告する。

3 学長は、懲戒処分を行ったときは、該当学生の保証人にその旨を通知する。

(公示)

第9条 学長は、懲戒処分を行ったときはその旨を速やかに公示しなければならない。

2 公示する事項は、所属、学年、氏名、懲戒の種類、懲戒の期間、懲戒の理由とする。

3 公示期間は1週間とする。

4 特段の事情がある場合、調査委員会の審議を経て、学長は第2項の内容の一部又は全部を公示しないことができる。

(懲戒の記録)

第10条 懲戒処分については、学籍簿に記録する。
(不服申し立て)

第11条 懲戒処分を受けた学生は、処分の通知を受けた日から30日以内にその処分に対する不服申し立てをすることができる。

2 不服申立書には不服理由を記載して、学長に提出する。

3 学長は、前項の不服申立があった場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

4 委員会は、次の各号に定めるものをもって構成する。

(1) 副学長 1名

(2) 不服申立を行った学生が所属する学部以外の学部長もしくは研究科長

(3) 不服申立を行った学生が所属する学部以外または専攻以外の各学科主任もしくは専攻主任

5 委員会の委員長は前項第1号がこれにあたる。

6 委員会が必要と認める場合には、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

7 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

8 不服申立をした学生は自ら意見を述べ、又は資料を提出することができる。

9 委員会は、懲戒処分が相当とする場合には、不服申立を却下し、懲戒処分が相当でないとする場合には、処分の取り消し、又は変更を学長に具申する。ただし、懲戒処分を重く通知することはできない。

10 学長は、委員会の結果を速やかに当該学生に通知する。

11 学長は、懲戒処分の内容を変更したときには、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(学籍の異動)

第12条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を保留する。

2 休学中の学生が停学処分となったときは、休学を取り消す。

3 停学期間中の学生が退学を申し出た場合は、これを認めることがある。

(停学期間中の指導)

第13条 当該学生が所属する学部長、研究科長及び学科主任、専攻主任は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(停学期間の短縮及び解除)

第14条 停学について当該学生が所属する学部長又は研究科長は、当該学生の反省の程度、学習意欲等を勘案し、その解除が妥当と判断した場合は、学長に期間の短縮または解除を申し出ることが出来る。

- 2 学長は、学部長又は研究科長の申し出に基づき、教授会又は研究科委員会の具申を経て、期間の短縮又は解除を決定する。
- 3 無期停学の解除は、処分開始日から6ヶ月以上経過しなければ行うことができない。
- 4 期間を短縮または解除したときは、該当学生の学籍簿にその旨を記載するものとする。

(守秘義務)

第15条 懲戒処分手続きに関与した者は、任期中及び退任後、学生の名誉とプライバシーを侵害することのないよう、慎重に行動するとともに、

任期中において知り得た事項を、正当な理由なく他言又は私事に利用してはならない。

(事務の所管)

第16条 この規程に関する事務は、学生課又は教務課が行う。

附則

- 1 この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2 文学部懲戒委員会規程（平成7年4月1日）及び人間生活学部懲戒委員会規程（平成7年6月1日）は、これを廃止する。

別表（第4条関係） 懲戒処分的事例

区分	行為の内容		懲戒の標準
試験等	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合		退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為		停学又は譴責
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合		譴責
社会的迷惑行為	本学内のみならず、本学外において社会的迷惑行為があった場合 (例. 公序良俗に反するソーシャルネットワークの利用、公共交通機関における不快行為)		停学又は譴責
違法行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為		退学、停学又は譴責
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠（例. 許可なく部室や研究室等に侵入する、教室の目的外使用）		退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等（例. 物品の破損、校舎内の落書き）		停学
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等（例. 学生間における暴力、脅し、いじめ）		退学、停学又は譴責
	飲酒	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
		飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学
		未成年者の飲酒行為や、未成年者と知りながら飲酒または喫煙を強要した場合	停学又は譴責
未成年で喫煙の行為をした場合		停学又は譴責	
交通事故等	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合		退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合		退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反		停学又は譴責
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合		停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合		停学又は譴責
犯罪行為	強盗、殺人等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為		退学
	傷害行為		退学又は停学
	薬物犯罪行為		退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為		退学又は停学
	性に関わる迷惑行為および犯罪行為		退学又は停学
	ストーカー行為		退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークにおける犯罪行為		退学又は停学

VIII 組 織

1. 研究科長・専攻主任
2. 教員名簿
3. 事務組織

IX 院生研究室

IX 組 織

1. 研究科長・専攻主任

役 職	氏 名
ウェルビーイング学研究科 /人間生活学研究科長	若 狹 重 克
ウェルビーイング学専攻 /人間生活学専攻主任	若 狹 重 克
食環境マネジメント専攻 /食物栄養学専攻主任	三田村 理恵子

2. 教員名簿

(専任教員)

	氏 名	研究室	学内電話	ダイヤルイン
ウェルビーイング学専攻 人間生活学専攻	大 友 芳 恵	448	448	(0133) 74-7479
	岡 崎 由佳子	462	462	(0133) 74-7498
	木 脇 奈智子	463	463	(0133) 74-7521
	田 中 宏 実	359	359	(0133) 74-7449
	崔 敏 奎	352	352	(0133) 74-7441
	長 尾 順 子	355	355	(0133) 74-7496
	船 木 幸 弘	446	446	(0133) 74-7458
	若 狹 重 克	449	449	(0133) 74-7480
	青 木 直 子	375	375	(0133) 74-7349
	木 本 理 可	165	165	(0133) 74-7499
	庄 井 良 信	346	346	(0133) 74-7434
食環境マネジメント専攻 食物栄養学専攻	菊 地 和 美	148	148	(0133) 74-7314
	隈 元 晴 子	158	158	(0133) 74-7609
	田 中 洋 子	147	147	(0133) 74-7306
	中河原 俊 治	246	246	(0133) 74-7415
	濱 岡 直 裕	256	256	(0133) 74-7406
	深 井 原	259	259	(0133) 74-7394
	三田村 理恵子	155	155	(0133) 74-7049

(非常勤講師)

	氏 名	本務先等
ウェルビーイング学専攻 人間生活学専攻	伊 井 義 人	大阪公立大学大学院文学研究科
	内 田 博	藤女子大学名誉教授
	小 川 恭 子	藤女子大学名誉教授
	新 川 貴 紀	北翔大学 教育文化学部
	松 島 肇	北海道大学大学院 農学研究院
	丸 山 正 三	日本医療大学 総合福祉学部
食環境マネジメント専攻 食物栄養学専攻	石 川 祐 一	茨城キリスト教大学 生活科学部
	小山田 正 人	天使大学 看護栄養学部 栄養学科
	小 西 徹 夫	よつば家庭医療クリニック
	角 田 政 隆	医療法人惺陽会 札幌ふしこ内科・透析クリニック
	西 向 めぐみ	岩手大学 農学部
	原 博	
	松 本 恵	日本大学 文理学部 体育学科
	村 田 まり子	

3. 事務組織

(花川キャンパス)

	ダイヤルイン	F A X
花川オフィス（代表）	(0133) 74-3111	(0133) 74-8344
総務会計課	(0133) 74-7012	
教務課	(0133) 74-7019	
学生課	(0133) 74-7045	
キャリア支援課	(0133) 74-7041	
図書館（花川館）		(0133) 74-8324
図書課	(0133) 74-8339	
閲覧室	(0133) 74-7094	
保健センター	(0133) 74-7063	
学生相談室	(0133) 74-7428	

X 院生研究室

専 攻	1年生	2年生
ウェルビーイング学専攻 人間生活学専攻	443	
食環境マネジメント専攻 食物栄養学専攻	263	260

藤女子大学大学院

ウェルビーイング学研究科

ウェルビーイング学専攻・食環境マネジメント専攻

人間生活学研究科

人間生活学専攻・食物栄養学専攻

〒061-3204 石狩市花川南4条5丁目

TEL (0133) 74-3111(代)

URL <http://www.fujijoshi.ac.jp>